

団体名	宮城県岩沼市役所	
担当部	政策企画課人事職員係	
連絡先	TEL0223-22-1111	FAX0223-24-0897(代表)
	メールアドレス jinji@city.iwanuma.miyagi.jp	

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	毎週水曜日にノー残業デーを設定
<p>●導入時期 平成17年7月</p> <p>●概要 省エネルギーの推進並びに職員の健康保持等の観点から、毎週水曜日を「ノー残業デー」と定めて、定時退庁促進を実行している。</p> <p>●工夫 集中改革プランによる職員数削減等により職員の業務量が激増している現状で、形式的なものとなっていた「ノー残業デー」を平成20年度より第1・3水曜日を「完全ノー残業デー」とし、各所属長からの協力を得て全庁的に取り組んでいる。</p> <p>●実績 導入当初は、職員からの反発もあったが、継続して実施していくなかで職員からの理解も得られ定着してきており、時間外勤務縮減につながっている。</p> <p>●今後の課題 議会中や年度末等の繁忙期には、なかなか全職員に対して徹底できなかったこともあり、今後も事務改善等と併せて検討していきたい。</p>	

団体名	山形県天童市	
担当部	総務部総務課	
連絡先	TEL 023-654-1111	FAX 023-653-0704
	メールアドレス soumu@city.tendo.yamagata.jp	

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	仕事と家庭生活・育児の両立のために、休暇の取得を促進
<p>●導入時期、概要 次世代育成支援対策推進法に基づき、天童市特定事業主行動計画を策定した平成18年1月1日から本格的に開始した。 職員が仕事と家庭生活・育児を両立できる職場環境の整備を目的として、年次有給休暇及び子どもの看護等を行うための特別休暇の取得を促進している。</p> <p>●工夫 庁内ネットワークの電子掲示板を活用して、特に国民の祝日や夏季休暇、週休日などと連続した年次有給休暇の取得を推奨し、職場の意識を高めている。 また、子どもの看護等を行うための特別休暇の取得単位を弾力化し、1日単位から半日単位に変更したうえ、庁内ネットワークの電子掲示板を活用し周知した。</p> <p>●効果、実績 その結果、年次有給休暇の平均取得日数は、8.6日(平成17年)から10.1日(平成18年)、9.4日(平成19年)に増加した。また、子どもの看護休暇の取得人数、日数は、4人、8日(平成17年)から11人、23.5日(平成18年)、11人、19日(平成19年)に増加した。 今後とも定期的に休暇や制度等について周知を図り、取得を促進していく。</p>	

団体名	福島県
担当部	総務部職員厚生課
連絡先	TEL 024-521-7039 FAX 024-521-7907 メールアドレス shokuinkousei@pref.fukushima.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	県庁内保育所の設置
<p>●導入時期 平成18年4月3日設置</p> <p>●取組の目的・概要 (1)目的 次世代育成支援対策推進法の「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図る」という趣旨を踏まえ、子育てしやすい職場環境を整備し、職員の仕事と子育ての両立を支援するため。</p> <p>(2)概要 ・名称 福島県庁内保育所「けやきの子」 ・形態 認可外保育施設 ・定員 30名(常時保育27名、一時保育3名) ・対象 0歳から小学校就学前の乳幼児</p> <p>●実施にあたっての留意・工夫した点 保育所の設置にあたっては、職員の利便性を考慮し、設置場所を庁舎隣接地とし、また、保育料については、周辺地域の認可外保育施設の料金を参考にして職員が利用しやすい料金設定とした。</p> <p>●取組の実績 開所当初は、常時保育6名の乳幼児でスタートしたが、その後、利用者は増加し、現在では常時保育定員27名に対し、21名が利用している。 ・平成18年4月 6名 ・平成19年4月 19名 ・平成20年4月 23名 ・平成21年6月 21名</p> <p>●今後の課題 開所後4年目を迎え、利用者については、ほぼ定員に近づきつつあるが、採算面においては、保育料収入だけでは運営費を賄えず赤字運営が続いている状況にあり、採算面における収支均衡が今後の課題となっている。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>特集頁掲載事例</p> <p>14頁参照</p> </div>	

団体名	福島県南相馬市
担当部	健康福祉部男女共同こども課
連絡先	TEL 0244-24-5222 FAX 0244-24-5214 メールアドレス jinjihomu@city.minamisoma.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	子育て休暇の範囲拡充
<p>●導入時期 平成20年4月～</p> <p>●概要 小学校就学前の子の看護に係る休暇(年5日)のみだったものを、中学校就学前までとし、取得事由に学校行事への参加等も加えて対象とし、年7日以内とした。</p> <p>取得事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該子の看護(負傷または疾病にかかった当該子の世話をを行うこと) ・当該子の機能回復訓練を受けさせる際の介助 ・当該子の健康診査、健康診断または予防接種を受けさせる際の付添い ・当該子が在籍する学校等が実施する行事への参加 	

団体名	福島県喜多方市
担当部	総務部総務課
連絡先	TEL 0241-24-5211 FAX 0241-25-7073 メールアドレス soumu@city.kitakata.fukushima.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	子育て休暇制度の導入
<p>●導入時期 平成18年4月1日～</p> <p>●取組の目的・概要・特徴 中学校就学の始期に達するまでの子ども(配偶者の子を含みます)を養育する職員が、次に該当する場合の休暇であり、1日または1時間を単位として、1年間7日以内。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該子の看護(負傷または疾病にかかった当該子の世話をを行うこと) ・当該子の後遺障害の機能回復訓練を受けさせる際の介助 ・当該子の健康診査、健康診断または予防接種を受けさせる際の付添い ・当該子が在籍する学校等が実施する行事への参加 	

団体名	福島県飯舘村
担当部	総務課総務係
連絡先	TEL 0244-42-1611 FAX 0244-42-1601 メールアドレス soumu@vill.iitate.fukushima.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	しいたてパパクオーター制度(子育て特別休暇)
<p>●内容 制度:特別休暇(有給) 対象:平成21年4月1日以降に配偶者が出産予定あるいは出産した子どもを有する男性職員 期間:産前1ヶ月から産後2ヶ月までの間の連続する1ヶ月間</p> <p>●制度のねらい ・現行の育児休業制度下による村職員の男性の育児休業取得者は皆無である。少子化が進む中、村にとって子育て支援は重要な課題であることから男性の子育てのための特別休暇を新設し、子育ては両親でおこなうものの風土をつくる。 ・特別休暇中の子育ての経験は、母親としての妻への理解や夫婦間、親子間の絆づくりにつながる。 ・特別休暇によって多くの時間を子育てに関わることが、人間性を豊かにし、自分自身の生き方を見直す機会になり、事後においての仕事に対するモチベーションの向上や職業と生活のあり方への配慮が生じるなどワーク・ライフ・バランス推進の取り組みとなる。 ・職員の特別休暇期間中、職場においては、子育て支援に向け互いに助け合う職場環境づくりが進む。 ・この制度をきっかけに、職場内はもとより村内での子育て支援の重要性を広く働きかける。</p> <p>●子育て特別休暇取得のための環境整備 ①業務遂行上の支障をなくすため、「出産に係る子育て特別休暇計画書」を事前に提出する。 ②管理職は職員が子育て特別休暇を取得しやすい職場内の体制づくりに意を配る。場合によっては代替職員の配置など取得しやすい環境づくりに努める。 ③子育て特別休暇は本人の申請に基づくことが原則であるが、職員の意識として「子育て特別休暇取得は義務」との認識を持つものとする。 ④子育て特別休暇は研修制度とみなす。</p>	

団体名	茨城県
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 029-301-2278 FAX 029-301-2289 メールアドレス jinji-jinji@pref.ibaraki.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	茨城県特定事業主行動計画に係る取組の推進
<p>●導入時期 ・次世代育成支援対策推進法の施行を受け、茨城県特定事業主行動計画を策定(H17.3)</p> <p>●取組 ①子育て支援制度の周知と利用促進 ・子育て支援に関する制度を分かりやすく紹介した『職員のための子育て支援ガイドブック』を作成し、各所属や職員に周知、利用促進を図る。 ・新規採用職員や総括課長補佐を対象とした研修の機会に、子育て支援に関する制度を周知。 ・学校行事等のための休暇(5日程度の年次休暇)の取得促進や取得しやすい職場環境づくりの推進について通知。</p> <p>②意識啓発 ・各所属あてに、職員が仕事と生活の両立を図れるような職場環境づくりを通知。 ・時間外勤務縮減推進月間(7、8月)の設定や、総実勤務時間短縮に向けた次長等会議の開催。</p> <p>●推進体制 ・特定事業主行動計画の進行管理のため、委員会や調査研究部会を設置。</p>	

団体名	茨城県
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 029-301-2278 FAX 029-301-2289 メールアドレス jinji-jinji@pref.ibaraki.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	子育てとの両立に関するキャリア相談員の設置
<ul style="list-style-type: none"> ● 設置開始時期 平成20年4月から ● 設置の目的: 子育て中の職員の悩み等の相談に応じ、仕事と子育ての両立を支援する。 ● 内容 相談員: 仕事と子育てについて豊富な知識と経験のある女性(職員課に配置) 相談内容: 仕事と子育ての両立の悩み相談、育児休業制度の相談、子育てサークルの紹介等 情報提供: 特定事業主行動計画内容の周知、仕事と子育ての両立支援策等についての情報提供 	

団体名	茨城県龍ヶ崎市
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 0297-60-1512 FAX 0297-60-1583 メールアドレス jinji@city.ryugasaki.ibaraki.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	職員が仕事と育児等を両立できる環境の整備、情報の提供
<ul style="list-style-type: none"> ● 導入時期 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年7月、パンフレット「職員の育児等と仕事の両立支援について」の作成。 ・ 平成20年9月、「子育てハンドブック ～ 妊娠・出産・育児に関するQ&A ～ 」の作成。 ● 取組の目的・概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠・出産にかかる各種休暇制度や、育児休業等に関する諸制度をわかりやすく説明したパンフレットを作成し職員に周知させ、職員が仕事と育児等を両立できる環境の整備を図る。 ● 実施にあたって留意・工夫した点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と育児等の両立支援制度について作成したパンフレットやハンドブックを、庁内LANに掲載させることにより、いつでも職員が見ることができるようにした。 ● 取組の実績・効果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と育児等の両立支援制度についてのパンフレットやハンドブックの中で、配偶者が出産するときに男性職員が取得できる休暇制度等の案内を行う。このことにより、各職場で休暇制度等の周知がされ、休暇取得の促進を図る事ができた。 ● 今後の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性職員の配偶者出産休暇(2日間)の完全取得。 ・ 男性職員の育児参加休暇(5日間)及び育児休業の取得率を上げる。 	

団体名	栃木県
担当部	経営管理部人事課行政管理担当
連絡先	TEL 028-623-2039 FAX 028-623-2040 メールアドレス jinji@pref.tochigi.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	行政職に係る産休・育休代替職員任用候補者登録試験の実施
<p>●導入時期 平成20年度から</p> <p>●目的・概要 産休育休取得環境の整備を図るとともに、安定的な職場の執行体制を維持する。 当該試験の合格者を「産休育休代替職員任用候補者名簿」に登録し、産休育休者が生じた場合に、その中から勤務希望地や勤務期間等の条件が一致した者を産休育休代替職員として任用する。 〔試験の内容〕 第一次試験 教養試験(高卒程度) 第二次試験 作文試験・口述試験・身体検査</p> <p>●実績・効果 40名(平成21年6月1日現在で、29名を代替職員として任用)</p>	

団体名	栃木県宇都宮市
担当部	行政経営部人事課人事グループ
連絡先	TEL 028-632-2074 FAX 028-632-5245 メールアドレス u2115@city.utsunomiya.tochigi.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	ワーク・ライフ・バランスの推進を目的とする超勤縮減
<p>●導入時期、概要 平成18年11月～:毎月第1、3水曜日における「ノー残業デー」の実施 平成20年8月～ 庁内照明を一斉に消灯する「スイッチオフday」の実施</p> <p>●工夫 「子育て応援ハンドブック」の作成 等</p> <p>●目的 これらの取組により、女性職員が働きやすい環境を創出し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めている。</p>	
	

団体名	栃木県日光市
担当部	健康福祉部人権・男女共同参画課
連絡先	TEL 0288-21-5148 FAX 0288-21-5105 メールアドレス jinken-danjo@city.nikko.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	育児休業及び年次有給休暇の取得率の目標値設定
<p>●導入時期 平成19年11月</p> <p>●目的・概要 ・育児休業の取得率を平成21年度までに男性30%、女性100%とする。 ・職員1人当たりの年次有給休暇の取得率を平成21年度までに対前年度比で10%増加させる。</p> <p>●工夫 「日光市特定事業主行動計画」策定と同時に、啓発資料としてのハンドブック「すくすく子育て応援計画～仕事も大事、育児も大事～」を作成し、啓発に取り組んでいる。</p> <p>●進捗状況 ・平成20年度 育児休業取得率 男性0%、女性100% ・平成20年度 職員1人当たりの年次有給休暇取得率の対前年比 97% ・今年度、職員への制度周知を徹底し、取得率アップに取り組むとともに、「日光市特定事業主行動計画(後期)」の策定をしている。</p>	

団体名	栃木県小山市
担当部	総務部男女共同参画課、総務部職員活性課
連絡先	TEL 0285-22-9532 FAX 0285-22-9639 メールアドレス danjyo1@city.oyama.tochigi.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	小山市役所職員子育て支援行動計画に基づく取組の推進
<p>●実施時期 平成17年4月1日～平成22年3月31日(小山市役所職員子育て支援行動計画)</p> <p>●取組 ・各職員に「子育て支援ガイドブック」を配布して、仕事と育児が両立できるよう図っている。 ・市独自の制度として「再度育児休業をすることができる特別の事情」を緩和し、男性の育児休業の取得促進等を図っている。 ・平成22年度までに育児休業取得率を女性100%、男性20%とする目標値を設定している。 ・毎週水曜日をノー残業デーとして過重労働の防止と「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現しやすい職場環境づくりを図っている。</p>	

団体名	栃木県高根沢町
担当部	総務企画部総務課総務担当
連絡先	TEL 028-675-8101 FAX 028-675-2409 メールアドレス soumu@town.takanezawa.tochigi.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	育児休業及び部分休業制度等の利用促進のための取組
<p>●導入時期 平成17年度</p> <p>●取組</p> <p>①各所属への制度の周知と制度や支援等の個別説明をする。</p> <p>②育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成のために以下の3点を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業予定の事前把握 ・職場内の事務分担の見直し ・職場内の意識改革 <p>③平成18年度より円滑な職場復帰の支援のために、育児休業中の職員に対しての各種通知の送付や面談、復帰時の職務や環境の変化についての説明やアドバイスをを行っている。</p> <p>④必要に応じて臨時職員等を採用して、代替要員を確保する。</p> <p>⑤育児休業等の取得率について目標値を設定 →女性100%、男性職員20%</p>	

団体名	群馬県
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 027-226-2076 FAX 027-221-2209 メールアドレス jinjika@pref.gunma.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	ワーク・ライフ・バランスの推進(特定事業主行動計画の推進含む。)
<p>●概要 職員の仕事と子育ての両立支援を目的として、平成17年3月に「群馬県特的事業主行動計画」を策定。</p> <p>●工夫した点 実施可能な内容を幅広くかつ具体的に盛り込んだ行動計画とするため、また、行動計画を効果的に推進するため、上記任命権者を構成員とした行動計画策定・推進委員会を設置。 平成20年度は、実施状況を把握するとともに見直しに期するため、現状報告及び意見交換を実施した。 その中で、子育て世代にある職員のみでなく、全職員が人生の各段階に応じた柔軟な働き方を選択できる職場環境づくりを行うことを目的として、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むこととした。 各職員向け及び職場環境づくりのためのワーク・ライフ・バランス啓発資料を別添のとおり作成(電子データにより配信)し、周知を図っている。</p> <p>●今後 平成21年度は、実態を踏まえた上で群馬県特的事業主行動計画の見直しを行う予定であり、女性職員の子育て支援を含めたワーク・ライフ・バランスを一層推進し、公務能率の向上及び女性職員の能力活用にも役立てていきたい。</p>	

団体名	群馬県
担当部	総務部自治研修センター
連絡先	TEL 027-226-4350 FAX 027-221-3550 メールアドレス kenshuuse@pref.gunma.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	育児休業者支援研修の実施
<ul style="list-style-type: none"> ●実施の目的 仕事と育児の両立への不安を緩和することにより、育児休業取得職員が円滑に職場復帰できるよう支援することを目的としている。 ●事業概要 現在、育児休業中の職員及び育児休業復帰から間もない職員に対して、育児と仕事の両立という面において、今後の取り組み方や具体的事例についての研修を行い、かつ、情報を共有することにより、その不安を緩和し、円滑な職場復帰への支援を行う。 また、研修会場には、臨時の託児室を設置することで、職員がより参加しやすい環境づくりに努めている。 ●実施状況 平成18年度：2回／年(修了者46名) 平成19年度：2回／年(修了者25名) 平成20年度：3回／年(修了者37名) 	

団体名	埼玉県
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 048-830-2437 FAX 048-830-4730 メールアドレス a2425-02@pref.saitama.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	「ワークライフバランス推進デー」の設定を始めとした時間外勤務の縮減
<ul style="list-style-type: none"> ●導入時期 平成19年度から ●取組の目的・概要・特徴 毎週水曜日の「ノー残業デー」に加えて、平成19年度からノー残業デー以外の定時退庁日を各所属ごとに「ワークライフバランス推進デー」として設定している。 また、八都県市の「仕事と家庭生活の調和(ワークライフバランス)推進キャンペーン」の中では県が率先して実行する取組として、「定時退庁徹底デー」を実施し、全庁をあげて定時退庁を徹底している。 ●実施に当たって留意工夫した点 業務の適正な配分や、計画的な業務遂行により、「ワークライフバランス推進デー」や「ノー残業デー」には時間外勤務を行わないよう機会あるごとに各所属に対して周知している。 ●取組の実績・効果 <ul style="list-style-type: none"> ・「ワークライフバランス推進デー」の設定率 平成19年度・・・66.7% 平成20年度・・・88.0% 平成21年度・・・90.2% ●今後の課題 引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進のため、計画的な業務遂行を徹底し、時間外勤務の縮減を図る。 	

団体名	埼玉県
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 048-830-2437 FAX 048-830-4730 メールアドレス a2425-02@pref.saitama.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	育児休業等取得中の職員に対する情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ● 導入時期 平成20年度から ● 取組の目的・概要・特徴 育児休業等取得中の職員へ定期的な情報提供や声かけを行うことで、職員の不安を解消し、スムーズな職場復帰へつなげるもの。 ● 実施に当たって留意工夫した点 グループリーダー等が、育児休業中の職員に対して、人事異動の時期など必要に応じて電話やメール等で仕事内容や職場の状況を連絡することとした。（「子育て応援コール」） また、人事課からは希望する職員に対して、電子メールで休暇や福利厚生に係る制度改正など全職員に共通するような情報を直接提供することとした。（「子育て応援メール」） ● 取組の実績・効果 平成21年6月1日現在、67名（延べ）の職員が登録している。 ● 今後の課題 職員が必要としている情報を、必要としている時機に提供する。 	

団体名	埼玉県警察本部
担当部	警務部
連絡先	TEL 048-832-0110 FAX メールアドレス

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	警察職員の勤務環境に関する取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 導入時期 平成17年度に「埼玉県警察次世代育成支援プラン」を策定し、女性警察職員の勤務環境に配慮した主な取組を次のとおり実施している。 ● 工夫 <ol style="list-style-type: none"> 1 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度や出産費用の給付等の経済的支援措置に関する資料を作成して配布するとともに、電子掲示板にも掲示し、周知徹底を図っている。 2 育児休業取得が予定されている職員については、定期人事異動の際、可能な範囲で代替職員を先行配置するなどにより、業務負担を軽減し、当該職員の健康や安全の保持を図っている。 	

団体名	埼玉県朝霞市
担当部	総務部人権庶務課男女平等推進係
連絡先	TEL 048-463-2697 FAX 048-467-0770 メールアドレス zinken_shomu@city.asaka.saitama.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	男女平等のモデル職場づくりを目的とした研修の実施
<p>●取組 職員の男女平等意識の向上を促し、市役所から率先して男女平等推進を図るため、男女平等に関する職員研修会を実施した。</p> <p>・開催日:平成20年8月20日 ・テーマ:男女平等推進は、朝霞市役所から「共生社会」と「共生家族」から始まる「自立と共生」 ・講師:関口 久志 氏 (千葉大学・都留文科大学・横浜国立大学講師) ・対象:管理職職員(対象人数:171名 出席者数:124名)</p> <p>●効果 男女平等について、男性の立場からの男女平等の講演はとてもよく理解できたという感想や職場だけでなく、パートナーとの関係、地域との関わりを大切にしていきたいという意見が多く寄せられた。</p>	

団体名	埼玉県新座市
担当部	総務部コミュニティ推進課
連絡先	TEL 048-477-1111 FAX 048-479-2225 メールアドレス niiza@city.niiza.saitama.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	最小7日単位で育児休業の夫婦交互取得を可能とする条例改正
<p>●取組目的、概要 本市の特定事業主行動計画において、平成21年までに男性職員の育児休業の取得率を5%以上に高める数値目標を掲げているが、長期休業は業務に支障があるなどの理由から実績がなかったため、平成18年6月に「新座市職員の育児休業等に関する条例」を改正し、<u>最小7日単位の育児休業の交互取得(夫婦ともに新座市職員である場合には、回数制限なし)</u>を可能にした。</p> <p>●実績 平成18年12月に初の男性職員の育児休業取得者が現れ、子どもが保育園に入園した平成19年4月中旬まで7日～10日の休業を夫婦交互に取得した。</p> <p>●課題 課題として、共済組合の育児休業手当金及び掛金免除は、1か月以上の育児休業取得を支給要件としているため、休業中の保障がないことなどがある。</p>	

団体名	埼玉県川口市
担当部	企画財政部総合政策課男女共同参画社会担当
連絡先	TEL 048-227-7605 FAX 048-226-7718 メールアドレス 040.01013@city.kawaguchi.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	川口市男女共同参画社会への意識啓発のための職員研修
<p>[開催時期] 年1回</p> <p>●目的 「男性も女性も、その個性と能力を十分に発揮できる社会」男女共同参画社会の形成に関して行政職員としての深い理解と知識を持つため職員研修会を開催している。毎年、男女共同参画社会実現に向けたテーマで開催している。</p> <p>●概要 19年度は「ただいま、育児休業中」とし育児休業中の体験談の講義。 20年度は「自己効力感とコミュニティ」とし、職場環境の整備の大切さ「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」を基調とした研修会を行った。</p> <p>●今後の課題 職場環境の整備により「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の充実の重要性について意識啓発を推進していきたい。</p>	

団体名	埼玉県所沢市
担当部	総合政策部職員課
連絡先	TEL 04-2998-9048 FAX 04-2998-9042 メールアドレス a9048@city.tokorozawa.saitama.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	出産・育児ハンドブックを作成、配布
<p>●導入時期 平成21年1月</p> <p>●概要 出産・育児の支援と仕事と家庭生活の両立を推進するため、出産・育児において職員が利用できる休暇・休業制度、産休・育休中の給料の取扱い、休業手当金の給付、健康管理などの必要な情報について冊子にまとめ、平成21年から、出産を控えた女性職員等に配布し、また、庁内イントラに掲載して広く職員に周知している。 また、男性職員の育児参加に関する情報も提供し、ワーク・ライフ・バランスの総合的な推進を目指している。</p>	

団体名	千葉県
担当部	総務部総務課人事総務室
連絡先	TEL 043-223-2032 FAX 043-225-1904 メールアドレス

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	「働き方を考えるセミナー」の開催
<p>●実施状況 平成19年度、20年度に県内各地で計5回開催した。</p> <p>●講演内容 「女性も男性も能力を発揮するため、仕事と子育て(生活)の両立について考える。」</p> <p>構成 第1部 講演 女性幹部職員 第2部 説明 制度等説明(総務課職員) 座談会 司会者指名による各人意見発表</p> <p>対象者 子育て中の職員を中心に、職員全体 出席者 183名(うち女性137名、男性46名) 結果 講演、座談会の発言内容を、県庁内HP総務課所属ページ内で公表した。</p> <p>●留意した点、工夫した点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全域で開催をする。 ・子育て中の職員他に、管理職男性、未婚女性と、出席者に偏りが出来るだけ出ないようにした。 ・結果をHP上で公表し、更に「職員仕事・子育て応援ハンドブック」にも一部内容を掲載し広く知らしめた。 	

団体名	千葉県
担当部	総務部総務課人事総務室
連絡先	TEL 043-223-2032 FAX 043-225-1904 メールアドレス

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	千葉県職員仕事・子育て応援ハンドブックの発行
<p>●発行時期 平成20年1月</p> <p>●内容 平成17年3月に策定した「千葉県職員 仕事・子育て両立支援プラン」の具体的取り組みとして、制度、給付制度の説明他、男性職員向け、管理職向け、仕事と子育て両立者向けの内容を項目別に記載した。</p> <p>・内容①子育てを応援する休暇・支援制度等 (1)妊娠に気づいたら(産前)、(2)出産を迎えて(産前産後)、(3)健やかに育てるために(育児)</p> <p>②経済的支援制度 ③男性職員へ(男性職員の育児休業について) ④管理監督職員へ(職員仕事・子育て両立支援の取組について) ⑤働き続けるための工夫 ～働き方を考える セミナーから～ ⑥(参考)育児短時間勤務制度の導入について ⑦子育て支援にかかる休暇等の制度一覧 ⑧Q&A一覧 ⑨様式一覧</p> <p>・配布 各所属1部、育児休業取得者向けに1部配布し、県庁内HPで公表した。</p> <p>●工夫 理解しやすく、活用できるハンドブックとするため、Q&Aを数多く取り入れ、休暇等制度、経済的支援の一覧や休業中の収支状況の試算を載せるなどした。</p>	

団体名	千葉県香取市
担当部	総務部職員課人事給与班
連絡先	TEL 0478-50-1240 FAX 0478-52-4566 メールアドレス

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	育児・子育てに関する休暇の取得率に係る目標値の設定(100%)
<p>職員が仕事と子育てを両立させ、職場においてその能力を十分発揮できるよう支援する環境の整備を進めるため、次世代育成支援対策推進法に基づく「香取市特定事業主行動計画」を平成19年3月に策定した。計画の推進にあたっては、数値目標の設定を含め、下記の取組を行っている。</p>	
<p>☆ 育児休業及び部分休業を取得しやすい環境の整備 育児休業等(連続2週間以上の子育て休暇を含む)の取得率を女性職員100%とする。⇒19年度達成 取組として、休業制度の紹介や取得の促進、休業者への定期的な情報提供(メール等)を行っている。 また、必要に応じて臨時的任用・非常勤職員の採用により代替要員の確保を行っている。</p>	
<p>☆ 時間外勤務の縮減及び家庭・男女の役割についての意識啓発 毎週水曜日を定時退庁日として、庁内放送及び内部メールにより注意喚起を行う。 各職員の時間外勤務の上限の日安時間(月30時間)の設定を行い、年間の時間外を360時間以内とする。 取組として、時間外の多い部署へのヒアリング、職員に対しては産業医による個別面談を行っている。 また、毎月19日を「いきいきパートナーシップの日」と定め、職員の家事・子育て支援のための帰宅促進日として、啓発をしている。</p>	
<p>☆ 休暇取得の促進 休暇取得日数を平均14日以上とする。⇒20年度達成 子どもの看護休暇等の取得の促進を図り、病気等の際には100%休暇を取得できる環境整備を行う。</p>	
<p>これらの取組により、職員への意識付けは高まったと思うが、今後もより一層の啓発に取り組んでいきたい。</p>	

団体名	神奈川県鎌倉市
担当部	市民経済部人権・男女共同参画課
連絡先	TEL 0467-23-3000(2604) FAX 0467-23-8700 メールアドレス j-josei@city.kamakura.kanagawa.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	男女共同参画推進行政講座の開催
<p>●導入時期 平成19年度から人権・男女共同参画意識啓発を目的とした、人権・男女共同参画行政講座を市職員対象に行った。</p>	
<p>●内容 平成19年度と20年度のテーマは「ワーク・ライフ・バランス」で、市職員対象については「今、なぜワーク・ライフ・バランスが求められているのか。」について理解を深める目的で職員課と合同で開催した。</p>	
<p>●工夫、効果 職員課と合同で「ワーク・ライフ・バランス」の講座を開催することにより、より多くの職員に「ワーク・ライフ・バランス」の必要性を啓発することができた。</p>	

団体名	神奈川県横須賀市	
担当部	市民部人権・男女共同参画課	
連絡先	TEL 046-822-8228	FAX 046-822-4500
	メールアドレス we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp	

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	日ごろの業務の中での固定的役割分業などの解消に向けた取組
<p>●概要 横須賀市男女共同参画プラン(第3次)(平成19年度～平成24年度)の中で、重点課題の一つとして、「仕事と生活のバランスと働き方の見直し」を掲げている。 市役所においては所属長を各課の男女共同参画の推進役「男女共同参画職場リーダー」に位置付け、この職場リーダーを中心として「仕事と生活にバランスがとれた働き方への意識と体制づくり」に取り組んでいる。</p> <p>●取組内容 ・男女共同参画職場リーダーを中心に、仕事と生活とのバランスの取りやすい職場環境をつくる。 ・介護休暇、看護休暇などや男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境をつくる。 ・ライフステージに応じて選択できる柔軟な勤務体制を検討・実施する。</p> <p>●工夫 ・男女共同参画職場リーダーは、効率的な事務執行を職員に指導するとともに、課内応援体制を整備するなど時間外勤務縮減のマネジメントを実施する。また、職員に休暇制度の周知と取得の働き掛けを行うこととしている。 ・取組の実効性が高まるよう、男女共同参画職場リーダーを対象とした講演会を開催し、そのテーマには女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランス、時間管理術などを選んでいる。 ・全職員に対しては庁内イントラネットを利用し、業務上や家庭内での固定的役割分業などを解消していくよう働き掛けを行っている。</p>	

団体名	新潟県警察本部	
担当部	警務部企画課	
連絡先	TEL 025-285-0110	FAX 025-284-7357
	メールアドレス somu.police@pref.niigata.lg.jp	

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	警察官再採用制度の導入
<p>●導入時期 平成20年度に募集を開始</p> <p>●取組の目的・概要 ・目的 女性の職域拡大を図るため。 ・概要 過去に警察官として勤務し、結婚、出産・育児、介護等やむを得ない理由により退職した者を即戦力として再度採用するもの。</p> <p>●取組の実績 平成20年10月1日付けで女性警察官1人を再採用した。来年度以降も継続して募集する予定である。</p>	

団体名	新潟県長岡市
担当部	市民協働部市民活動推進課
連絡先	TEL 0258-39-2746 FAX 0258-39-2747 メールアドレス will@city.nagaoka.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	ワーク・ライフ・バランスに関する研修の実施
<p>●取組の概要 事業主及び企業の人事担当者向けのワーク・ライフ・バランス研修を職員研修に位置づけ、男女を問わず関係課の職員が参加する。 研修の内容は、ワーク・ライフ・バランスについての講演会及び講師とパネリスト(企業関係者、子育て支援のNPO団体の代表、(財)21世紀職業財団新潟事務所、県男女共同参画担当課)によるパネルディスカッション。パネルディスカッションでは、新潟県が行なっているハッピー・パートナー企業登録や(財)21世紀職業財団の各種助成制度等の企業メリット等を紹介した。</p> <p>●効果 ・関係課(人事担当課、労働政策担当課)、新潟県及び関係機関((財)21世紀職業財団新潟事務所、(財)新潟県女性財団、長岡公共職業安定所等)と連携し実施することにより、相互のネットワークづくりや経費削減につながった。 ・企業向けの研修を市職員も受講することにより、職員の意識啓発、庁内の連携体制の強化につながった。</p>	

団体名	新潟県上越市
担当部	企画・地域振興部男女共同参画推進課
連絡先	TEL 025-526-5111 FAX 025-526-6113 メールアドレス danjo@city.joetsu.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	「子育て・介護のための休暇取得運動」の実施
<p>●導入時期 平成19年4月1日</p> <p>●取組の目的・概要・特徴 《目的》少子化と高齢化社会は深刻な問題であり、子どもや家族とのかかわりを深めるために、男性の家庭進出を進め、男女ともに労働時間を見直し、働き方を変えることにより、ワーク・ライフ・バランスを進める。 《対象者》非常勤職員及び臨時職員以外の全職員 《実施内容》子どもを育てている人やその家族、および介護する必要がある家族を抱えている職員が、月に1回年次休暇を取得する。</p> <p>●実施にあたって留意・工夫した点 まず月に1回年休を取得することから始め、休暇をとりやすい環境づくりを行っていくこととした。</p> <p>●取組の実績・効果(平成19年度実績) のべ取得者数:2,448人、9.2% のべ取得時間:17,130時間 取得者の平均取得時間:7.0時間</p>	

団体名	石川県
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 076-225-1241 FAX 076-224-1244 メールアドレス e110500@pref.ishikawa.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	育休復帰者を対象とした職務復帰支援研修の実施
<ul style="list-style-type: none"> ● 実施時期 平成20年度から実施 (実績) 平成20年5月19日～20日 参加者 19人 ● 目的 育児休業から復帰の機会を捉え、今後の職員生活において必要な知識を学ぶとともに、人的ネットワークの形成を図る。 ● 対象 育児休業明け概ね6ヶ月以内の職員 ● 研修内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ ワーキングマザーの強みを生かす ・ メンタルヘルス ・ 先輩からのメッセージ ・ 休業中の制度改正について 	

団体名	石川県
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 076-225-1241 FAX 076-224-1244 メールアドレス e110500@pref.ishikawa.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	庁内イントラネットに「子育ての広場」を開設
<ul style="list-style-type: none"> ● 実施時期 平成20年6月～ ● 内容等 「子育ての広場」とは… 職員同士で子育てに関する相談、提案等を気軽にできるように庁内ネットワーク上に設けられたページ。職員であれば誰でもアクセス可能。 ● 実績 これまでに、例えば「天気の良い日でも子どもが遊べるような室内施設でおすすめの所はないですか」「皆さんはどのように子どもとコミュニケーションをとる時間をとっていますか」など身近な話題から子育ての悩みなど様々な相談や返答が寄せられている。 	

団体名	福井県		
担当部	総務部人材育成課		
連絡先	TEL 0776-20-0243	FAX 0776-20-0263	
	メールアドレス		

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	女性職員対象の「女性の健康講座」「育児休業者復帰支援セミナー」を開催											
<p>●導入時期 平成20年度</p> <p>●取組の目的・概要 女性職員の子育て支援や、働きやすい環境整備を行うことを目的とした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>対象</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性の健康講座</td> <td>20歳代～30歳代の女性職員</td> <td>①講演「妊娠、出産、育児と女性の健康」②育児支援制度の照会 ③妊娠、出産に関する個別相談</td> </tr> <tr> <td>育児休業者復帰支援セミナー</td> <td>育児休業取得中の職員</td> <td>①講演「女性の就労と子育て」②育児支援制度の紹介 ③親子交流 ④子育てに関する個別相談</td> </tr> </tbody> </table> <p>●工夫 育児休業者復帰支援セミナーにおいては、託児施設を併設し、参加しやすいようにした。</p> <p>●取組の実績・効果 参加者は63名であった。 個別相談において、育児と就労の両立や授乳と職場復帰など、女性職員の不安や悩みに対応することができた点で成果があった。</p> <p>●今後の課題 女性職員特有の悩みが明らかになったので、今後もこのような子育て支援の継続が必要である。 育児休業者は休業期間が長いので、セミナー内容に「県事業の動向」なども盛り込む必要がある。</p>				事業名	対象	概要	女性の健康講座	20歳代～30歳代の女性職員	①講演「妊娠、出産、育児と女性の健康」②育児支援制度の照会 ③妊娠、出産に関する個別相談	育児休業者復帰支援セミナー	育児休業取得中の職員	①講演「女性の就労と子育て」②育児支援制度の紹介 ③親子交流 ④子育てに関する個別相談
事業名	対象	概要										
女性の健康講座	20歳代～30歳代の女性職員	①講演「妊娠、出産、育児と女性の健康」②育児支援制度の照会 ③妊娠、出産に関する個別相談										
育児休業者復帰支援セミナー	育児休業取得中の職員	①講演「女性の就労と子育て」②育児支援制度の紹介 ③親子交流 ④子育てに関する個別相談										

団体名	福井県福井市		
担当部	総務部職員課		
連絡先	TEL 0776-20-5250	FAX 0776-20-5733	
	メールアドレス syokuin@city.fukui.lg.jp		

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	仕事と子育ての両立を支援する研修の実施		
<p>●概要 採用2年目の職員を対象とした初等科研修及び幹部職員研修において、子育て支援の各種制度等について説明し、仕事と子育ての両立についての啓発を行う。</p> <p>●経緯、背景 本市の男性職員の育児休業取得率は未だ低い水準ある。男性の育児参加を促進し、ワークライフ・バランスの実現していくために、職員研修において仕事と子育ての両立について理解を深めてもらい、子育てをしやすい職場環境づくりの醸成を促進する。</p> <p>●課題 男性職員の育児参加を促進していくために、現に子育て中の職員に対し、育児支援のための諸制度の周知徹底が必要である。的確な情報を対象者に提供できるような機会を増やしていけるよう検討す</p> <p>●実績(平成20年度) ・幹部職員研修「ワークとライフのシーソーゲーム」:受講者161名 ・初等科研修「福井市特定事業主行動計画の概要、ワーク・ライフ・バランスについて等」:受講者62名</p>			

団体名	岐阜県
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 058-272-1111 FAX 058-278-2533 メールアドレス c11102@pref.gifu.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	育児休業中の職員への支援
<p>当県では、育児休業中の職員に対して、職場の情報を随時提供し、円滑に職務復帰できるよう支援している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 育児休業中の職員の自宅等からのRENTAI接続（平成18年度～） 育児休業中の職員が、家庭のパソコンからRENTAI(岐阜県行政情報ネットワーク)へ接続し、リアルタイムで職場の情報が得られるようにしている。(H20.4.1現在利用者 30名) また、RENTAI上に、「県職員子育て支援ポータルサイト」を設け、育児に関する様々な制度をわかりやすく紹介するとともに、職員同士が育児や仕事に関して自由に意見交換できる場を提供している。 ● 育児休業復帰者支援研修（平成16年度～） 育児休業中の職員が職務復帰に際して必要な知識や情報を得るための研修を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ○内容：育児休業中に変更となった制度や県政の重要課題に関する説明 職務復帰した先輩職員との意見交換 ○実績：65名（平成19年度） ○その他：子ども連れでも受講できるように託児室を準備 	

団体名	岐阜県
担当部	教育委員会事務局教職員課
連絡先	TEL 058-272-8740 FAX 058-278-2817 メールアドレス c17766@pref.gifu.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	教員の育児退職制度の施行
<ul style="list-style-type: none"> ● 導入時期 平成20年12月1日 ● 取組の目的・概要・特徴 公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員が、育児に専念するために、育児休業に引き続いての退職とその後の復職(再採用)を可能にする目的。 平成13年度まで運用していた育児退職制度は、退職期間を2ヶ年としていたが、今回の育児退職制度では「末子が小学校を卒業する年度の末日」までの退職を認め、腰をすえた子育ての支援と、キャリアアップを可能にする制度設計がされている。 ● 実施にあたって留意・工夫した点 退職期間の設定 再雇用時の採用試験の負担軽減 ● 取組の実績・効果 制度施行以降、20人がこの制度を利用。 	

団体名	岐阜県多治見市
担当部	企画部人事課
連絡先	TEL 0572-22-1111(1422) FAX 0572-23-6912 メールアドレス jinji@city.tajimi.gifu.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	「育児休業者復帰支援プログラム」の策定
<p>●導入時期 平成20年10月</p> <p>●概要 育児休業中のコミュニケーションの充実、育児休業職員の職務復帰に向けた自宅学習の支援など、継続的に職務復帰に向けた支援を実施等を内容とする「育児休業者復帰支援プログラム」を策定。</p> <p>●経緯・理由 (1) 育児休業期間の長期化 平成14年に育児休業の取得可能期間が延長(子が3歳に達するまで)となり、産前産後休暇を含めると3年以上職務から離れる職員が現れた。さらに、育児休業期間の長期化に伴い同期間中に第2子等を妊娠する可能性が高くなったため、第1子の育児休業→第2子の産前産後休暇→第2子の育児休業というケースも珍しくない状況である。このため、職務復帰する職員には、今まで以上に職場の変化等に対応する能力が求められるようになった。</p> <p>(2) 特定事業主行動計画の策定 平成19年度に特定事業主行動計画を見直すために実施した職員アンケートの結果、「育児休業取得促進のためには職務復帰時の研修等の支援が必要」という回答が多数あった。そこで、見直し後の同計画において、育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰を目指し、育児休業経験者及び育児休業中の職員の意見を取り入れた研修を実施するよう定めた。</p> <p>(3) 育児休業経験者からの意見聴取 平成15年度以降に育児休業を取得した経験がある職員を対象に、職務復帰時に実施すべき研修についてアンケート調査を行った。 調査の結果、過半数の職員が実施すべきと回答した研修は、一般行政職における「組織全体に関係する業務手順(文書管理システム等)の新設、変更等に関する研修」と「仕事と育児を両立するための制度(短時間勤務、子の看護のための休暇等)に関する研修」のみであった。 また、寄せられた意見の多くは、「職務復帰前に自宅で学習(準備)したい」というものであった。</p> <p>●育児休業者復帰支援プログラムの策定時の工夫 当初、職務復帰時の研修の充実について検討していた。 しかし、育児休業経験者は、一部の研修項目を除いて職務復帰時の研修の必要性を感じていなかった。 よって、人事課は、従来どおり文書管理システムの導入等、育児休業中に実施された大規模な業務改善に対応するための研修を実施する。 代わって、育児休業中のコミュニケーションの充実、育児休業職員の職務復帰に向けた自宅学習の支援など、継続的に職務復帰に向けた支援を実施することがより効果的であると判断し、育児休業者復帰支援プログラムを策定した。 このプログラムでは、職員自身が努力すべきこと、所属長及び同僚並びに人事課が支援すべきこと定め、三者が協力して職務復帰支援を支援することとした。</p> <p>●今後の課題 育児休業者のニーズの把握に努め、制度の改善を継続していく必要がある。</p>	

団体名	岐阜県恵那市
担当部	企画部まちづくり推進課
連絡先	TEL 0573-26-2111 FAX 0572-25-8208 メールアドレス machisuishin@office.city.ena.gifu.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	毎週水曜日ノー残業デーの推進
<p>●導入時期 平成17年度</p> <p>●取組の目的・概要・特徴 毎週水曜日をノー残業デーとし、家庭での家族や子どもとの接する時間の確保に努めている。</p> <p>●実施に当たって留意・工夫した点 庁内放送及びグループウェアにて周知徹底を図る。 定時退庁が出来ない職員の多い部署を人事担当者が把握し、管理職員への指導の徹底を行っている。</p> <p>●取組の実績・効果 導入以前より、定時退庁者が増え、職員の心身のリフレッシュが図られている。</p> <p>●今後の課題 平成17年度を基準とした平成22年度超過勤務時間数の20%削減を目指す。</p>	

団体名	岐阜県美濃加茂市
担当部	経営企画部秘書課
連絡先	TEL 0574-25-2111 FAX 0574-27-1796 メールアドレス hisyoka@city.minokamo.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	育児等退職者の復職制度の創設
<p>●概要 妊娠、出産又は育児を理由に退職した職員が、一定条件のもとに復職が可能となる制度。 安心して子育てができる職場環境を整備するとともに、行政運営に係る知識・能力・経験を有する元職員を採用し、的確な人材確保及び効果的な行政運営を図ることを目的としている。</p> <p>●条件 ・退職後10年以内(復職時) ・退職前の勤務経験が5年以上 ・45歳以下(復職時) 上記の条件を全て満たす職員が対象。</p> <p>●実績 現在6名の職員が復職を希望している。 就業が可能になった際に、就業可能届出書を提出するが、現在該当者はない。</p>	

団体名	静岡県
担当部	総務部職員局人事室
連絡先	TEL 054-221-2018 FAX 054-221-2750 メールアドレス jinji@pref.shizuoka.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)推進月間」の取組
<p>●導入時期 平成20年度から</p> <p>●概要 10月を「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)推進月間」と定め、職員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての理解を促進するとともに、仕事と生活の調和を実現しやすい職場環境を整えるための取組を実施した。</p> <p>●主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○知事メッセージの発信 ○職員のための男女共同参画セミナー開催 ○時間外縮減対策の推進 ○休暇取得の促進 ○職員のWLBに関するコラム紹介・体験談募集 	

団体名	静岡県三島市
担当部	企画部人事課
連絡先	TEL 055-983-2617 FAX 055-973-5722 メールアドレス jinji@city.mishima.shizuoka.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	両立支援に関する各種目標値の設定等
<p>●取組内容</p> <p>①妊娠中及び出産後における女性職員への配慮(特別休暇制度や経済的支援の周知徹底…Q&Aの作成)</p> <p>②育児休暇を取得しやすい環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業明けには元の職場へ復帰させ事務分担を配慮 ・業務の制度変更等の情報提供 ・育児休業中職員の在籍職場の職員配置への配慮 <p>→目標値設定:女性職員は育児休業取得率100%を維持、男性職員はH21年度までに取得率を10%に引き上げる</p> <p>③超過勤務の縮減(毎月10日、20日のエコエコーデー・毎週水曜日のノー残業デーの実施、超過勤務縮減対策指針の策定)</p> <p>→目標:1人あたりの年間超過勤務時間 H15年度 141時間→H21年度 127時間(10%削減)</p> <p>④休暇を取得しやすい環境づくり(年次休暇の取得促進、連続休暇の取得促進)</p> <p>→目標:年次有給休暇取得日数 H15年度 10日4時間→H21年度 12日</p> <p>⑤家族看護のための特別休暇制度の周知徹底</p> <p>⑥健康相談会の実施</p> <p>⑦子育て相談会の実施</p>	

団体名	愛知県江南市
担当部	経営企画部行政経営課、総務課
連絡先	TEL 0587-54-1111 FAX 0587-54-0800 メールアドレス jinji@city.konan.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	ノー残業デーの実施
<p>●導入時期 平成5年に毎週水曜日を、また平成17年にいい夫婦の日として毎月「11日・22日」をノー残業デーとして定めて実施。さらに、今年度、内部の業務改善運動の一環として完全ノー残業デーを実施。</p> <p>●取組の目的、概要 マンネリ化しつつあったノー残業デーを全庁的な運動として位置づけ、職員一人一人にあらためて意識付けするとともに、定時退庁することで家族とのふれあいや職員の心身リフレッシュの推進などを図ることを目的とした。</p> <p>●実施に当たって留意・工夫した点 職員の健康管理を担当している人事グループと、庁舎管理を担当している財産管理グループが課を超えて協同で取り組んだこと。</p> <p>●取組の実績・効果 ほとんどの部署で、一斉消灯を行う時間までに退庁することができた。 職員に対して行ったアンケート(回答率48.9%)では、運動の継続について85.6%が賛成、また、退庁後の時間の使い方については、家族と一緒に過ごす(47.9%)、自分の趣味や自己啓発で過ごす(37.7%)、友人と過ごす(7.8%)となっており、結果として家族とのふれあいや心身のリフレッシュにつながったと思われる。</p> <p>●今後の課題 この運動のあり方について、来年度も継続的に実施していくかどうかを含めて検討していく。</p>	

団体名	愛知県小牧市
担当部	企画部人事課
連絡先	TEL 0568-76-1109 FAX 0568-75-5714 メールアドレス Jinji@komaki-city.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	庁内LANを通じた啓発活動
<p>●導入時期 平成20年11月から。</p> <p>●概要 庁内LANを通じてワーク・ライフ・バランスについて啓発を行っている。</p> <p>●工夫、効果 (工夫)データ化して、庁内LANで一斉配信したこと。 (効果)庁内LANで一斉配信したことにより、職員がいつでも気軽に閲覧できるようになった。</p>	
	 

団体名	愛知県小牧市		
担当部	企画部人事課		
連絡先	TEL 0568-76-1109	FAX 0568-75-5714	
	メールアドレス Jinji@komaki-city.jp		

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	ワーク・ライフ・バランス推進に係る研修の実施
<p>●概要 女性職員に対し、女性としての真のキャリアデザインを描き、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることを目的として研修を実施した。 平成20年度は、春日井市副市長 本間奈々氏をお招きし、『小牧市女性職員キャリアアップセミナー』（平成21年2月6日）を開催した。</p> <p>●工夫、効果 (工夫)案内チラシについて、ソフトタッチな色合い・イラストを使うことにより、わかりやすく、参加しやすい研修になるようにしたこと。 (効果)通常業務では接することがない方を講師とすることで、職員の意識の高揚につながった。</p>	

団体名	愛知県豊川市		
担当部	生活活性部生活活性課		
連絡先	TEL 0533-89-2165	FAX 0533-89-2125	
	メールアドレス seikatsu@city.toyokawa.lg.jp		

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	「豊川市職員のための子育て応援マニュアル」の作成																																									
<p>●導入時期 平成18年4月</p> <p>●概要 職員の子育てと仕事の両立を職場全体で応援していくため、「豊川市職員のための子育て応援マニュアル」を作成</p> <p>●取組の目的・概要・特徴 子育てと仕事を両立させるためには、家庭内で父親と母親が協力・分担して子育てを行うこと、そして職場全体で子育てする職員を応援すること、この二つの環境が大切である。 このマニュアルは、子育てをする職員向けに作成しているとともに、それを支える周囲の職員、とりわけ職場の雰囲気づくりに大きな影響を持っている管理職向けに作成している。</p> <p>●取組の実績・効果 育児休業及び部分休業の取得状況(平成18年度～平成19年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">平成18年度</th> <th colspan="2">新規取得者</th> <th colspan="2">継続取得者</th> <th rowspan="2">平成19年度</th> <th colspan="2">新規取得者</th> <th colspan="2">継続取得者</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育児休業</td> <td>0</td> <td>27</td> <td>0</td> <td>21</td> <td>育児休業</td> <td>0</td> <td>24</td> <td>0</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>部分休業</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>部分休業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>●今後の課題 男性職員の育児休業等の取得を促進すること ワーク・ライフ・バランス推進のため、年次休暇を促進すること</p>					平成18年度	新規取得者		継続取得者		平成19年度	新規取得者		継続取得者		男	女	男	女	男	女	男	女	育児休業	0	27	0	21	育児休業	0	24	0	36	部分休業	0	3	1	0	部分休業	0	0	1	1
平成18年度	新規取得者		継続取得者			平成19年度	新規取得者		継続取得者																																	
	男	女	男	女	男		女	男	女																																	
育児休業	0	27	0	21	育児休業	0	24	0	36																																	
部分休業	0	3	1	0	部分休業	0	0	1	1																																	

団体名	三重県
担当部	教育委員会事務局
連絡先	TEL 059-224-2953 FAX 059-224-3040 メールアドレス kyojin@pref.mie.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	次世代育成のための行動計画－三重県・特定事業主行動計画－に基づく取組
<p>●概要、背景 次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年4月に、次世代育成支援のための行動計画－三重県・特定事業主行動計画－（知事部局及び労働委員会事務局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局が対象）を策定しました。 この行動計画に基づき、三重県では、「妊娠中および出産後における配慮」、「子どもの出生時における男性職員の休暇取得促進」、「育児休業等を取得しやすい環境の整備等」、「職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組」など、7項目にわたる具体的な次世代育成支援の取組を掲げて、関係所属が取り組んでいます。 計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間です。</p> <p>●具体的取組</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 制度の周知等による子育て支援の機運の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員向けに「次世代育成のためのホームページ」を開設 ・ 職員向けのリーフレットの作成 ・ 階層別研修の倫理研修等のなかで次世代育成支援の意義を周知 ・ 自主勉強会の開催 ② 育児休業等を取得しやすい環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業からの復帰（予定）者等が自宅において研修が受講できる取組を開始 ・ 各種休暇、休業制度の充実 ③ 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ キャリアデザインカウンセリングや異動希望ヒアリングを通じて所属長との対話 ・ 労使協働の地域別懇談会を開催し、女性登用や次世代育成の観点から意見交換 	

団体名	三重県いなべ市
担当部	総務部職員課
連絡先	TEL 0594-74-5825 FAX 0594-74-5851 メールアドレス 個人アドレスのみ

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	「子育てのつどい」の開催
<p>●導入時期 平成18年度から（毎年1回）</p> <p>●取組の目的 (1)特定事業主行動計画に基づき、職員が家庭と仕事を両立しながら働き続けることのできる職場環境づくり。 (2)男女共同参画の観点からも男女がともに働きやすい職場環境づくり。</p> <p>●内容 (1)子育てに関する休暇や制度の取得状況等説明 (2)子育て中の職員にインタビュー (3)意見交換（グループに分かれて）</p> <p>●特徴 管理職（部次長、園長等）、育児休業中の職員、育児中の男性職員の参加（20名程度）</p>	

団体名	滋賀県
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 077-528-3151 FAX 077-528-4815 メールアドレス bc00@pref.shiga.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	お父さんの子育て促進プロジェクト～『県庁版子育て三方よし』（通称：パパプロ）の実施
<p>●制度の沿革 滋賀県では、平成17年3月に「滋賀県特定事業主行動計画」を策定した。これに基づき、男性職員がより一層主体的に子育てに取り組むきっかけとするとともに、職場の協力を得ながら仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めるため、平成19年4月から標記のプロジェクトを実施している。</p> <p>●制度の内容 プロジェクトへ参加を希望する子育て中の男性職員が、子育ての状況や担当業務などを踏まえ、仕事と子育ての両立に向けて、どの時期にどのようなことに取り組みたいかを「子育てプラン」に記入し、所属は提出されたプランに基づき、職場全体で支える環境づくりに努めるもの。男性職員が仕事と子育ての両立に主体的に取り組むことが、「職場」、「家庭」、「社会」の「三方」にとって「よい」という「県庁版子育て三方よし」の考えに基づいている。</p> <p>●「県庁版子育て三方よし」とは？ 「売り手よし」「買い手よし」「世間によし」という近江商人の経営理念「三方よし」の精神に習い、子育てを支え合う職場づくりを通して、仕事しやすい職場環境が実現する「職場よし」、父親が子育てに主体的に関わることで、子ども自身も健やかに成長し、母親の子育ての負担も軽減する「家庭よし」、次世代育成支援に県庁全体が一事業主として率先して取り組むことで、少子化対策など社会全体に貢献する「社会よし」の精神で、仕事と子育ての両立支援に取り組むものである。</p> <p>●効果、取組者からの声 ・年間を通じてなるべく家事・育児の時間を多めにとることで、家庭内のコミュニケーションが増えた。 ・パパプロでは、子育て支援のための休暇・休業の利用も奨励しているので、「男性職員育児休暇」など、今まで知らなかった休暇制度を活用する大変よいきっかけになった。 ・今年度3人目の子どもが生まれ、「男性職員育児休暇」を取得し、出産後の妻の身の回りの世話や、上の子の面倒を見たりするために大変役立った。 ・異動したばかりの職場であったが、周囲の暖かい配慮で子育てプランを作成した。年度途中から子どもと交換日記を始め、学校での様子や考えていることがわかり、コミュニケーションを図るのに役立った。 ・子育てプランを作成しその取組を振り返ることで、改めて子育てとは大人の方も育てられることなのではないかと感じた。</p>	

団体名	滋賀県彦根市
担当部	市民環境部市民交流課
連絡先	TEL 0749-30-6113 FAX 0749-22-1398 メールアドレス danjo@ma.city.hikone.shiga.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	仕事と子育ての両立支援のための職場環境の整備に係る各種目標値の設定
-------------------------------	-----------------------------------

彦根市特定事業主行動計画にある次の事項の目標数値を掲げ、職員の啓発を進めるとともに職場環境の整備を進める。

職員1人当たり年間残業時間	
平成17年度末数値	181時間/年間
平成20年度末数値	208時間/年間
平成22年度末目標数値	160時間以下/年間

男性職員の育児休業取得率	
平成17年度末数値	0%
平成20年度末数値	1.0%
平成22年度末目標数値	5.0%

※育児休業取得者/育児休業取得可能男性数

職場研修において、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの必要性を掲げる職場が多く、男女共同参画社会づくり推進本部(本部長:副市長)において、幹事および各所属から選出されたワーキンググループ、所属長を対象にワーク・ライフ・バランスの講演会を開催予定。

団体名	京都府
担当部	給与厚生課
連絡先	TEL 075-414-4115 FAX 075-414-4142 メールアドレス kyuyokosei@pref.kyoto.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	子育て支援に関するハンドブック作成による制度等の周知
-------------------------------	----------------------------

- 導入時期
平成17年7月
- 概要
出産や育児に関する休暇制度(男性職員を対象とするものも含む)や諸手当等について説明するハンドブックを作成し、庁内電子掲示板に掲載。
- 目的
子育て支援に関する情報を、職員がいつでも閲覧できる環境を整えることにより、子育てに取り組む職員を支援するとともに、安心して子育てができる職場環境づくりへ向けて機運の醸成を図る。
- 実績、効果
 - ・制度改正に伴い、毎年度更新して庁内電子掲示板に掲載することにより、休暇制度等の周知が図られている
 - ・本人や配偶者の妊娠が分かった職員に対し、所属長が行う「育児計画ヒアリング」においてもハンドブックを活用し、職員の理解を深めるのに役立っている
 - ・各種制度の更なる利用促進に向けて、内容を分かりやすくするなどの工夫が必要

団体名	京都府長岡京市
担当部	総務部職員課人事・給与担当
連絡先	TEL 075-955-9662 FAX 075-951-5410 メールアドレス syokuin@city.nagaokakyo.kyoto.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	両立支援に関する職員のアンケートによる数値を5%向上
<p>●設定時期 平成19年3月に長岡京市特定事業主行動計画を策定、子育てと仕事の両立ができる職場環境の整備推進を図る。</p> <p>●概要 長岡京市特定事業主行動計画の実施による成果を評価し、平成22年度からの次期計画へ反映させるために、職員のアンケートを基にした目標値を設定(アンケートについては、計画開始時の平成19年と計画完了時の平成21年に実施)</p> <p>① 育児に関する制度の理解度 ② 子育てに関する各種制度の満足度 ③ 子や家族と過ごした時間 ④ 民間と比べた育児支援の充実度 ⑤ 育児に対する職場の理解度 ⑥ 地域における子育て活動の参加率</p> <p>※上記の項目について、各項目とも5%の向上を目標値とする。</p> <p>●工夫 平成20年12月に、職員向けの「子育てハンドブック」を作成、配布した。</p>	

団体名	大阪府
担当部	総務部人事室企画厚生課
連絡先	TEL 06-6944-6076 FAX 06-6945-7602 メールアドレス jinji@sbox.pref.osaka.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	仕事と子育てが両立できる環境づくり
<p>●目的 1. 職員・職場の意識改革を促し、子育てしやすい雰囲気醸成 2. 子育てする職員の長期間にわたる育児と仕事の両立を可能とする制度の整備</p> <p>●取組内容</p> <p>①「子育て職員の休暇取得を応援する『5つの取組み』の実施(平成19年7月～)</p> <p>① 子育て職員応援シート(職員と上司がセルフチェックし、相談するシート)の活用 ② 休暇計画表の活用 ③ 男性職員の連続休暇取得モデルパターンを紹介 ④ 父親となる職員及び職員の上司・同僚向け啓発冊子の作成 ⑤ 子育て支援サイト(庁内ウェブページ)の充実</p> <p>② 子育て推進月間(毎年7月・8月)の実施 ちらし配布、庁内放送等で休暇取得の呼びかけ等による重点的啓発</p> <p>③ 職員向けアンケート(毎年1回) 育児休業や子育てのための時間づくりに対する職員の意識や、子育てと仕事の両立に関する今後の取り組みに対する意見を把握</p>	

団体名	大阪府箕面市
担当部	市長公室職員課
連絡先	TEL 072-724-6707 FAX 072-723-2096 メールアドレス syokuin@maple.city.minoh.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	「子育て支援行動計画」に基づく両立支援制度の充実
<p>●導入時期 平成17年4月</p> <p>●取組例: 仕事にも子育てにも喜びを見いだせる職場環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休暇制度の周知と活用の推進(ハンドブックの作成、ホームページの活用) ○男性職員の育児休業等の取組促進 ○妊娠中及び出産後における業務分担上の配慮 ○子どもの出生時における父親の休暇取得の促進 ○父親の育児参加休暇の取得促進 ○育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰支援 ○子どもの短期看護休暇の周知と活用 ○超過勤務の縮減と休暇取得の促進 <p>●効果 ハンドブック等やホームページを媒体とし、制度周知を行ったことにより、対象者は産育休にスムーズに入ることができた。</p> <p>●課題 男性職員の育児休業等について、活用事例が少ない。</p>	

団体名	大阪府枚方市
担当部	総務部職員課
連絡先	TEL 072-841-1221 FAX 072-846-2271 メールアドレス syokuin@city.hirakata.osaka.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	子育て支援のための休暇・休業ハンドブックの作成
<p>●導入時期 平成19年9月(平成21年度改訂予定)</p> <p>●取組の目的 枚方市特定事業主行動計画の具体的な取り組み内容として、母親となる職員が安心して子どもを出産できるよう、母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について、ハンドブックを作成し、周知を図る。</p> <p>●工夫 各休暇・休業ごとに参考となるQ&Aを掲載し、理解しやすいものにした。</p> <p>●効果、実績 妊娠中及び出産後に限定した休暇・休業制度を理解してもらうことができた。</p>	

団体名	大阪府守口市
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 06-6992-1221(261) FAX 06-6994-1691 メールアドレス jinji@city.moriguchi.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	仕事と家庭生活の両立支援のための様々な取組
<p>●概要</p> <p>～男女ともに働きやすい職場作りのための環境の整備～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次休暇、育児休業等取得周知及び促進。 ・夏期特別休暇の計画的取得の促進。 ・毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、定時退庁を促進している。 ・男女共同参画社会についての理解を深め、その推進を目的とした研修を実施。(平成20年度テーマ「男女ともに働きやすい職場を目指して～ワーク・ライフ・バランスとは～」参加者30名。 <p>●効果</p> <p>上記の取組を庁内LAN等にて全職員に周知することにより、取組実施前に比べると職員のワーク・ライフ・バランスに関する理解が深まり、意識啓発につながったとともに、職務能率の向上を図ることが出来た。</p>	

団体名	兵庫県
担当部	企画県民部県民文化局青少年課男女家庭室
連絡先	TEL 078-362-3160 FAX 078-362-3957 メールアドレス seishonen@pref.hyogo.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	子育てしやすい職場づくり
<p>●以下のような取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「子育て支援の手引き」の作成・周知・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する各種制度やQ&Aなどをわかりやすく解説した手引きを作成、周知し子育て職員が制度等を利用しやすい環境づくりを行っている。 ○子育て支援シートの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、休業、復帰までのプロセスにおいて、職員と職場が留意すべき事項を整理し子育て職員との意思疎通のために作成する。 ○リリーフバンク(臨時的任用職員(技術職)登録制度)の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・職員が育児休業等を取得する際、代替職員が確保しやすいよう、特に確保困難な技術職について、臨時的任用職員登録制度を整備している。 ○バトンタッチ勤務 <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等の取得に関する事務引き継ぎを容易にするため、職員と代替職員の同一日勤務を1日認めている。 	

団体名	兵庫県尼崎市
担当部	総務局職員部人事課人材育成担当
連絡先	TEL 06-6489-6121 FAX 06-6489-6122 メールアドレス ama-kensyuu@city.amagasaki.hyogo.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	育児休業取得者への職場復帰支援研修の実施
<p>●導入時期 平成17年7月</p> <p>研修内容 育児休業中の職員に対して、その期間中、広報誌や通知文等の送付などを行い、復帰後においてはOJT研修を実施する。</p> <p>休業前</p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報提供する内容等を面談で確認する。 ②面談内容を「面接記録シート」に記載する。 ③「面接記録シート」を人事課へ提出する。 <p>復帰後</p> <ol style="list-style-type: none"> ①職場復帰後、1月以内に職場復帰研修を実施する。 ②実施内容を「研修記録シート」に記載する。 ③研修生は、実施後1週間以内に「研修レポート」を所属長に提出する。 ④「研修記録シート」及び「研修レポート」を、人事課へ提出する。 <p>●目的 休業中の不安解消に役立つとともに、復帰後においても所属長と面談等を行うことによりスムーズに業務へ復帰できる。</p>	

団体名	兵庫県芦屋市
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 0797-38-2019 FAX 0797-38-2159 メールアドレス

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	「芦屋市職員子育て応援プラン」を作成し、仕事と育児の両立をバックアップ
<p>●導入時期 平成17年4月</p> <p>●プランの具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、育児に関する諸休暇・諸手当の解説、該当職員への配慮などについての周知徹底 ・時間外勤務縮減への取組みとして「(仮称)時短推進員の各部署への配置」について検討。 ・女性の管理・監督職等による「相談員」設置し、女性職員の相談に応じる体制を構築。 <p>●効果</p> <p>平成21年度は前期計画(平成17年度～21年度)の最終年度に当たる。 3年ごとに見直しを行い、後期計画(平成22年度～27年度)の策定を行う。</p>	

団体名	兵庫県伊丹市
担当部	同和・人権室男女共同参画課
連絡先	TEL 072-784-8146 FAX 072-780-3519 メールアドレス danjyokyodo@city.itami.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組 「伊丹市職員 子育て応援プログラム」を作成し、両立支援体制を充実

●取組の概要

伊丹市では、職場や家庭において子育てについての理解が深められ、仕事と子育てを両立できるよう、職場をあげて支援する環境づくりを進めることを目的とし、平成17年度に「伊丹市職員 子育て応援プログラム」を作成し、子の看護休暇、時間有給休暇の効率的運用の促進を目指すとともに、次世代育成のために男性の育児休暇取得率を5%とする目標をたてて取り組んでいる。

【実績】 男女別職免、時間有給取得者数

	平成18年度				平成19年度			
	女性	取得率	男性	取得率	女性	取得率	男性	取得率
子の看護休暇	116人	14.7%	332人	25.5%	64人	8.3%	240人	19.0%
看護職免	6人	0.7%	12人	0.9%	9人	1.1%	9人	0.7%
介護休暇	3人	0.3%	0人	0%	4人	0.5%	0人	0%
職員数	784人		1,301人		769人		1,257人	

*対象とされる職員数を限定するのは困難なため、取得率の分母は職員数とした

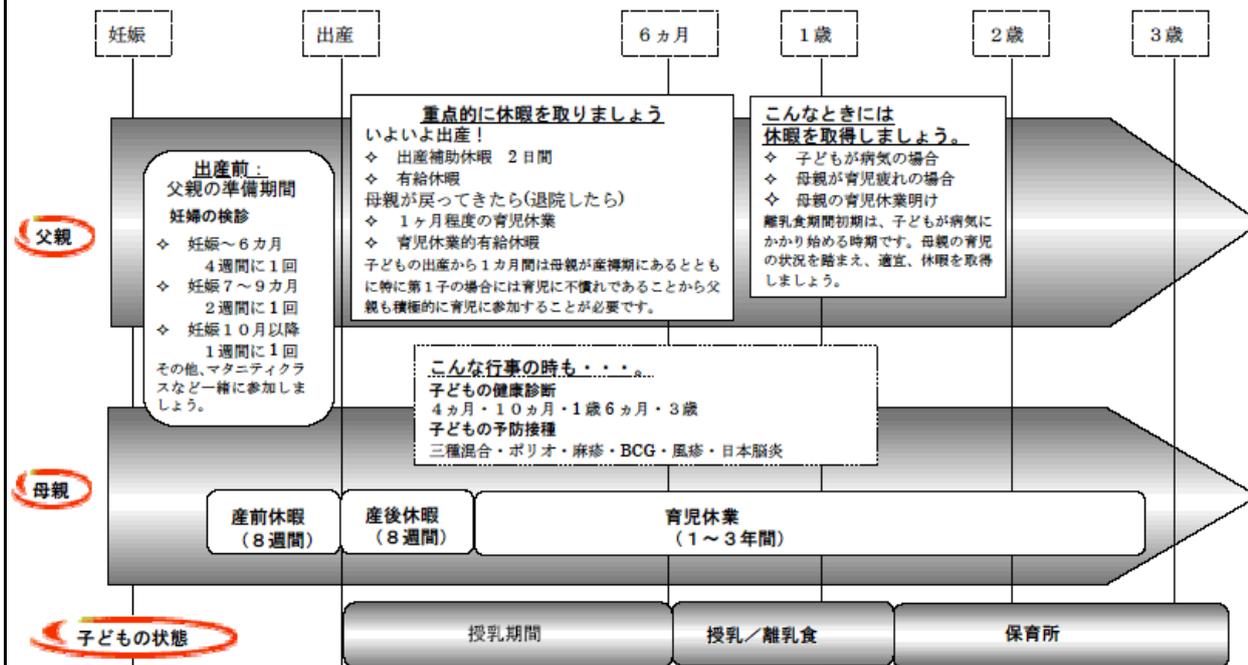
●課題

「子の看護」には男性職員も比較的多く関わっているようであるが、平成19年度に育児休暇を取得した男性職員はゼロであった。

今後、目標値の周知を徹底し、取得率の向上に向けた取り組みが必要である。

父親の子育てのための休暇の取り方

(父親、母親が共に伊丹市職員である場合の取得例)



伊丹市HPより。「父親のための休暇の取り方の例」

団体名	奈良県
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 0742-27-8349 FAX 0742-22-2611 メールアドレス jinji@office.pref.nara.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	職員の子育て等に関する支援及び制度の充実
<p>●導入時期 平成17年11月～</p> <p>●取組の内容及びその開始時期</p> <p>①「職員の子育て応援ハンドブック」の作成・配布(平成19年1月) 男女ともに安心して子どもを産み、育てていくには、すべての職員が次世代育成の重要性を理解し、職場全体で子育てを支援する職場づくりが不可欠であることから、子育てに関する休暇・給付制度などを紹介するハンドブックを作成・配布。</p> <p>②部分休業制度の取得期間の延長と取得時間の拡大(平成17年11月～) 満9歳に達する日後最初の3月31日(小学校3年生)までの子のある職員で、同じ子を養育する女性職員と男性職員の両方が、それぞれ1週間20時間の範囲内で取得可能。</p> <p>③産前産後休暇及び育児休業中の職員への情報提供(平成19年1月～) 産前産後休暇及び育児休業を取得して長期に職場から離れている職員の人材養成及び円滑な職場復帰を支援するため、必要な情報提供システムを定め、勤務条件、福利厚生、自己啓発活動などに関する通知や冊子等を適宜情報提供する。また、業務に関する情報も職員からの申し出があった場合には提供する。</p> <p>④男性の育児参加のための休暇制度(平成18年4月～) 男性職員が、妻の産前産後期間中に、生まれてくる子又は小学校就学前までの子を養育するための休暇で、出産予定日の8週間前の日から出産後8週間を経過する日までの期間に、5日の範囲内で取得することができる。</p> <p>●今後の課題 仕事と家庭を両立するための支援、制度は整いつつあり、取得可能な期間や時間数において国家公務員を上回る部分休業を中心に活用されている状況。 しかしながら、男性については、まだ十分に利用されている状況ではないため、今後さらなる制度の周知と、より利用しやすい仕組、環境づくりに取り組んでいく。</p>	

団体名	鳥取県
担当部	総務部行財政改革局給与室
連絡先	TEL 0857-26-7418 FAX 0857-26-8140 メールアドレス kyuyo@pref.tottori.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	「ワークライフバランス率先行動事業」の実施
<p>●概要</p> <p>若手職員の声や民間企業における実践例等を活かしながら、職員の子育てと仕事との両立を積極的に進める実践職場の設定等、ワークライフバランスの取れた働きやすい職場づくりを進める。</p> <p>(1) 若手職員によるワーキングチームの設置 若手職員が外部の有識者等の助言を受けながら、時間外勤務削減、休暇取得促進等の方策の検討や啓発活動等を行う。</p> <p>(2) ワークライフバランス実践所属“職場で子育て応援団”の設定 職場ぐるみで子育てを応援する実践所属を設定し、課題や方策等について、外部の有識者のアドバイスを受けながら、所属内で話し合う場を設け、検討された方策を当該所属において先行実施するとともに、実践所属の取組成果について県庁全体への拡大を図る。 [取組の想定例] ・子育て時期の職員に係る時間外勤務の上限設定 ・子育て時期の職員を対象とした時差出勤の活用 ・育児部分休業取得職員に係る繁忙期の非常勤職員の配置 等</p> <p>(3) 県庁における子育て支援施策の紹介 職員向けの子育て支援等の取組について、県庁内及び県民へ広くPRを行う。</p>	

団体名	鳥取県
担当部	総務部行財政改革局福利厚生室
連絡先	TEL 0857-26-7038 FAX 0857-26-7143 メールアドレス fukurikousei@pref.tottori.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	育児休業中職員のための職場復帰支援研修の実施
<p>●導入時期 平成15年度</p> <p>●目的及び内容 育休中の職員の職場復帰や仕事と育児の両立に対する不安を軽減するとともに、子育て職員同士の情報交換の場を提供することを目的として、育休取得中の職員を対象に以下の内容で実施。 (内容) ・業務に関する情報提供 人事及び給与・勤務制度担当課職員が、最新の勤務体制等について資料を用いて説明 ・先輩職員による子育て体験談 育休から職場に復帰し、仕事と育児を両立している先輩職員に、育休中の経験や復帰後の具体的な体験談を話してもらう ・情報交換 育休中の同じような環境にある職員と、気軽に意見を交換する</p> <p>●効果 育休から職場復帰するにあたり、勤務体制をはじめとする様々な制度について、担当課職員に直接確認することができることや、また、<u>同じような環境にある職員と意見を交換することによってネットワークづくりにつながったりと、職場復帰に対する不安の軽減が図られている。</u></p>	

団体名	鳥取県
担当部	総務部行財政改革局人事・評価室
連絡先	TEL 0857-26-7032 FAX 0857-26-8140 メールアドレス jinjihyouka@pref.tottori.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	育児休業者等の自宅から庁内LANへの接続
<p>●概要</p> <p>産前・産後休暇、育児休業取得中の職員が自宅のパソコンから県庁の庁内LANに接続することを可能とし、休暇・休業中の制度改正などの業務・職場関係情報の閲覧・把握による円滑な職場復帰をサポートする。</p> <p>〔平成20年度：一定の人数枠を設けて、試行的に実施。 平成21年度以降：本格実施。対象となる職員のうち、希望する職員は原則として接続可能。〕</p> <p>※育児者の職場復帰支援研修会などでも、「育休復職に際して、県庁内の制度改正やシステムの変更などの情報が分からないので不安である。」などといった意見を受けて、実施。</p>	

団体名	鳥取県教育委員会事務局
担当部	福利室
連絡先	TEL 0857-26-7531 FAX 0857-26-8134 メールアドレス fukuri@pref.tottori.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	育児休業中職員のための職場復帰支援研修会																					
<p>次世代育成「事業の特定事業主行動計画である「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン」の具体的取り組みとして、育児休業中職員の職場復帰への不安軽減と育児休業職員同士の情報交換を目的とした研修会を実施した。</p> <p>●開催時期：平成20年12月～平成21年1月</p> <p>●開催場所：県内3地区で各1回開催</p> <p>●研修内容：育児支援制度等に関する情報提供 育児休業・育児短時間勤務制度取得経験のある職員の体験談 情報交換会</p> <p>●実施にあたって留意・工夫した点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業中職員が研修会に参加しやすいよう土曜日に開催する。 ・配偶者（父親）と子も一緒に参加してもらえるよう「お父さんのための絵本の読み聞かせ講座」を同時開催し男性の育児参加を促進した。 ・託児室を用意した。 <p>●取組の実績・効果</p> <p>(回答率 41人/47人(87%))</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>Q1. 研修会に参加された感想について</p> <table border="1"> <tr> <th>感想</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> <tr> <td>非常に参考になった</td> <td>25人</td> <td>61%</td> </tr> <tr> <td>参考になった</td> <td>15人</td> <td>37%</td> </tr> <tr> <td>あまり参考にならなかった</td> <td>1人</td> <td>2%</td> </tr> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>Q2. 研修会の実施について</p> <table border="1"> <tr> <th>実施について</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> <tr> <td>是非実施して欲しい</td> <td>33人</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>実施した方が良い</td> <td>8人</td> <td>20%</td> </tr> </table> </div> </div> <p>(参加者の感想等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児短時間勤務制度や育児に係る特別休暇等について、普段説明を聞く機会がないので今回の研修会は大変参考になった。 ・復職するのが不安であったが、体験談等のお話を聞くことで少し気持ちが楽になり頑張っていこうと勇気づけられた。 		感想	人数	割合	非常に参考になった	25人	61%	参考になった	15人	37%	あまり参考にならなかった	1人	2%	実施について	人数	割合	是非実施して欲しい	33人	80%	実施した方が良い	8人	20%
感想	人数	割合																				
非常に参考になった	25人	61%																				
参考になった	15人	37%																				
あまり参考にならなかった	1人	2%																				
実施について	人数	割合																				
是非実施して欲しい	33人	80%																				
実施した方が良い	8人	20%																				

団体名	島根県
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 0852-22-5032 FAX 0852-22-5024 メールアドレス jinji@pref.shimane.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組 男性の育児休業等の取得促進

●具体的取組

- ・「育児休業等の取得に関するQ&A」を作成し、育児休業及び子育て関連休暇等の制度を周知
- ・管理職から子どもの出生を控えた男性職員に対して、育児休業及び子育て関連休暇等の制度を個別に説明するとともに、育児休業等の取得の意向確認を徹底
- ・育児休業中の職員に対する情報提供の充実や休業期間中における業務分担の見直し等により、育児休業等を取得した職員が円滑に職場に復帰できる環境づくりを推進

団体名	島根県松江市
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 0852-55-5131 FAX 0852-55-5550 メールアドレス jinji@city.matsue.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組 男性職員の育児休業取得率を平成21年度までに10%に増加

●導入時期

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画として策定した「松江市職員子育て支援プログラム(平成17年3月策定)」に基づき両立支援制度の充実に取組んだ。

●取組の目的・概要・特徴

男性職員の育児休業取得率が極めて低い水準にあるのは職員の意識の問題であるとともに、制度が十分理解されていないことも大きな原因と考え、制度の周知を図ることに重点を置いた。

●実施にあたって留意・工夫した点

- ※ 職員が母親・父親になることがわかったら「育児連絡票」により、速やかに所属長、人事担当に知らせるようにした。
- ※ 「育児連絡票」の提出があった職員へは育児の関係資料を送付するとともに、所属長に対しても子育て支援制度の活用を該当職員に促すよう通知した。
- ※ 両立支援制度の活用を促進するため、休暇等の内容や要件、手続きを網羅した「職員休暇関係一覧表」を作成し周知した。
- ※ 育児休業の必要性、制度の概要、利用方法、体験談、所得による影響等をまとめた「育児休業を取りたい男性職員のためのQ&A」を作成し周知した。
- ※ 育児休業等両立支援制度の利用方法、制度の概要、各種手続きについてまとめた「男性職員のための赤ちゃんができてからの手引き」を作成し周知した。

●取組の実績・効果

[男性職員の育児休業取得状況]

平成17年度:取得者	1人	取得率	— %
平成18年度:取得者	3人	取得率	5.7%
平成19年度:取得者	3人	取得率	7.3%

※取得率:男性職員取得者/年度中に子が出生した男性職員

●今後の課題

- ※ 「育児連絡票」を提出しない職員がみられるので、「育児連絡票」の提出を呼びかけ、更なる両立支援制度の周知に取り組む。

団体名	島根県松江市
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 0852-55-5131 FAX 0852-55-5550 メールアドレス jinji@city.matsue.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	「夫の育児参加休暇」を完全取得した職員の割合について、平成21年度までに100%を達成
<p>●導入時期 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画として策定した「松江市職員子育て支援プログラム(平成17年3月策定)」に基づき両立支援制度の充実に取組んだ。</p> <p>●取組の目的・概要・特徴 男性職員の育児休業取得率が極めて低い水準にあるのは職員の意識の問題であるとともに、制度が十分理解されていないことも大きな原因と考え、制度の周知を図ることに重点を置いた。</p> <p>●実施にあたって留意・工夫した点 ※ 職員が母親・父親になることがわかったら「育児連絡票」により、速やかに所属長、人事担当に知らせるようにした。 ※ 「育児連絡票」の提出があった職員へは育児の関係資料を送付するとともに、所属長に対しても子育て支援制度の活用を該当職員に促すよう通知した。 ※ 両立支援制度の活用を促進するため、休暇等の内容や要件、手続きを網羅した「職員休暇関係一覧表」を作成し周知した。 ※ 育児休業の必要性、制度の概要、利用方法、体験談、所得による影響等をまとめた「育児休業を取りたい男性職員のためのQ&A」を作成し周知した。 ※ 育児休業等両立支援制度の利用方法、制度の概要、各種手続きについてまとめた「男性職員のための赤ちゃんができてからの手引き」を作成し周知した。</p> <p>●取組の実績・効果 [男性職員の育児参加休暇取得状況] 平成18年:取得者 12人 取得率 20.7% <完全取得者:2名 完全取得率:3.4%> 平成19年:取得者 10人 取得率 23.3% <完全取得者:1名 完全取得率:2.3%> ※取得率:取得者/年中に子が出生した男性職員</p> <p>[妻の出産補助休暇取得状況] 平成18年:取得者 44人 取得率 75.9% 平成19年:取得者 31人 取得率 72.1% ※取得率:取得者/年中に子が出生した男性職員</p> <p>●今後の課題 ※ 「男性職員の育児参加休暇」の取得率はまだまだ低く、今後、取得促進に向けた周知を図っていく必要がある。 一方で「妻の出産補助休暇」については徐々に取得が定着してきており、これを「男性職員の育児参加休暇」の取得促進にどう結び付けていくか検討する必要がある。</p>	

団体名	島根県出雲市
担当部	政策総務部人事課
連絡先	TEL 0853-21-6522 FAX 0853-21-2222 メールアドレス jinji@city.izumo.shimane.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	子育て支援リーフレットの作成
<ul style="list-style-type: none"> ●作成時期 平成19年度 ●目的 市職員が子育てを身近な問題として捉え、職場を挙げて子育てを支援するために、全ての職員が子育てに関する制度等について理解し、支え合っていく。 ●内容 市職員の子育てに関する制度等(休暇・手当金等)を掲載。 ●効果 休暇申請をしやすい環境となった。 	

団体名	広島県
担当部	総務局総務管理部人事課
連絡先	TEL 082-513-2241 FAX 082-228-3599 メールアドレス soujinji@pref.hiroshima.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	仕事と生活のバランスを考える日(毎月8日は、「はよう帰る日」)の設定
<ul style="list-style-type: none"> ●導入時期 平成20年度～(特定事業主行動計画の策定は平成17年3月) ●取組の目的・概要・特徴 時間外勤務の縮減に向けた取組の一つとして、月に1度、仕事と生活のバランスを考える日を設け、子育てを行う職員だけでなく全職員の定時退庁を促進する。 ●実施にあたって留意・工夫した点 全職員が主体的に取り組む機運を盛り上げるため、実施日と名称を職員から公募して決定した。広島弁で「はよう帰ろう!」と呼び掛けることで、親しみやすく、声を掛け合いやすい雰囲気がつくれる。 	

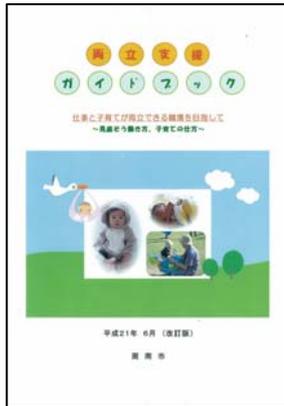
団体名	広島県三次市
担当部	総務企画部総務課
連絡先	TEL 0824-62-6105 FAX 0824-62-6137 メールアドレス soumu@city.miyoshi.hiroshima.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	子育て特別休暇「お父さん・お母さん休暇」制度の実施
<p>●導入時期 平成18年度～</p> <p>●子育て特別休暇「お父さん・お母さん休暇」の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度 有給の特別休暇 ○ 対象 1歳6箇月未満の子を有する職員に取得を義務付け (ただし、市職員のうち医師・臨時職員・嘱託員は対象外) ○ 期間 1人の子につき、最長2箇月(1箇月単位の取得) <p>●実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 休暇取得者数 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度 19人 ・平成19年度 41人 ・平成20年度 43人(見込) 	

団体名	広島県海田町
担当部	総務部総務課
連絡先	TEL 082-823-9202 FAX 082-823-9203 メールアドレス soumu@town.kaita.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	育児休業等の取得率に目標設定(女性100%、男性50%)
<p>●導入時期 平成17年9月1日</p> <p>●概要 育児休業等の取得率(男性職員の育児参加のための休暇を含む)を、平成21年度までに男性50%、女性100%とする。</p> <p>●取組 「海田町職員のための仕事と子育て両立支援プラン」を軸に、業務と家庭とを両立させるサポート体制を充実させる。</p>	

団体名	山口県周南市	
担当部	総務部人事課	
連絡先	TEL 0834-22-8253	FAX 0834-22-8358
	メールアドレス jinji@city.shunan.lg.jp	

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	「両立支援ガイドブック」を作成し制度等の職員周知を実施
<p>●「子育て応援プラン」(特定事業主行動計画)に基づき、「両立支援ガイドブック」を作成し、仕事と子育ての両立を支援する各種制度等についての周知を図る。</p> <p>ガイドブックの構成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両立支援について 2. 職場の両立支援への取組 3. わたしたちの両立体験談 4. 周南市の子育てにかかる支援制度 <p>●今後とも両立を支援する新制度の導入や、「両立支援ガイドブック」をよりわかりやすく実用的なものへ改訂するなど、より一層、両立を支援するための方策を検討し実施する。</p> <p>※平成21年6月に「両立支援ガイドブック」を改訂 「両立支援ガイドブック(上司版)」策定予定</p>	
	

団体名	愛媛県松山市	
担当部	総務部人事課	
連絡先	TEL 089-948-6222	FAX 089-934-9205
	メールアドレス jinji@city.matsuyams.ehime.jp	

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	市職員が仕事と育児を両立できる職場環境等の整備
<p>●取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員へ男女共同参画に関する意識徹底を図り、男女共同参画を踏まえた市の政策推進に寄与するため、階層別の職員研修等のカリキュラムの中に、男女共同参画や人権に関する研修を実施し、意識の高揚を図る。 ・仕事と育児を両立できる職場環境を整えるための諸施策、また、各市職員に対する育児支援メニューの周知徹底を行うため、育児支援に関する各種研修を実施。 <p>●取組実績</p> <p>平成20年度</p> <ol style="list-style-type: none"> ①新任課長研修・・・男女共同参画についての研修を実施(次世代育成支援など) 参加者数:32名(男性30名、女性2名) ②出産育児支援説明会・・・市職員に対して、出産・育児に関する制度説明(休暇・給与・共済関係等)や保健師や保育士による分科会を開き、妊娠中の注意点や子育てに関する情報提供を実施 参加者数:40名(男性24名、女性16名) 	

団体名	福岡県久留米市		
担当部	総務部人事厚生課		
連絡先	TEL 0942-30-9056	FAX 0942-30-9706	
	メールアドレス jinji@city.kurume.fukuoka.jp		

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	各種休暇・休業の取得目標値の設定や、子育て支援ハンドブックの配布
<p>●概要 職員の仕事と子育ての両立支援のため、特定事業主行動計画を策定し、その計画に基づき、また、ワーク・ライフ・バランスの観点も含め、様々な取組を行っている。</p> <p>①休暇取得の促進のため、育児に関する特別休暇、育児休業、年休取得について、取得目標数値を定め、啓発している。 【目標数値】男性職員の育児参加休暇取得率：100%、育児休業取得率：男性5%・女性100%、年休取得率：対平成17年度比10%増</p> <p>②出産・育児に関する休暇制度、福利厚生制度などをわかりやすくまとめた「子育て支援ハンドブック」を作成・配布している。</p> <p>③毎月19日を「育児の日」と定め、定時退庁を促進している。</p> <p>④ワーク・ライフ・バランスの観点から、毎週水曜日を「ノー残業デー」と定め、定時退庁を促進している。</p>	

団体名	福岡県宮若市		
担当部	総務企画部		
連絡先	TEL 0949-32-0511	FAX 0949-32-9430	
	メールアドレス jinji@city.miyawaka.lg.jp		

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	女性の育児休業取得率を100%に増加、男性の取得促進
<p>●導入時期 平成20年12月1日</p> <p>●概要 職員の子育てを組織全体でバックアップし、次世代を担う子ども達の健やかな育成を支援することを目的とする。</p> <p>●取組 育児休業取得による欠員補充に関して、地方公務員法第22条第2項の規定による臨時職員の配置に努めるなど環境の整備につとめ、育児休業取得者が職場復帰する際はOJT研修等を実施し、円滑な職場復帰の支援を行う。</p>	

団体名	福岡県宮若市
担当部	総務企画部
連絡先	TEL 0949-32-0511 FAX 0949-32-9430 メールアドレス jinji@city.miyawaka.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	超過勤務の縮減: 超過勤務時間数の上限月30時間、年間360時間達成に努める
<p>●導入時期 平成20年12月1日</p> <p>●概要 ノー残業デーの実施徹底を行い、定例業務のマニュアル化を図ること等により、事務の簡素合理化を推進する。 また、超過勤務の多い部署については、ヒアリング等を行い、超過勤務縮減の意識啓発を行うこととする。 さらに、条例により育児(小学校就学の始期に達するまでの子のある職員)又は、介護を行う職員について、請求があった場合には、深夜勤務及び時間外勤務が制限される。</p>	

団体名	佐賀県
担当部	経営支援本部職員課
連絡先	TEL 0952-25-7011 FAX 0952-25-7291 メールアドレス syokuin@pref.saga.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	育児休業中の職員を対象とした研修会の実施
<p>●開始時期及び頻度 平成17年度から開始、初年度は秋に1回、それ以降は毎年春と秋の年2回開催</p> <p>●取組の目的 育児休業中の職員の子育てに関する悩みや職場復帰に向けた不安の解消</p> <p>●概要 育児等に関する外部講師の講演、子育て支援制度の概要説明や子育て中といった同じ環境にある職員同士が気軽に話をできる場を設定している。 工夫した点としては、開催後に毎回アンケートとり、その結果を次期開催時に反映させている。(例: 週休日の開催や配偶者への参加の呼びかけなど)</p> <p>※育児休業中の職員が対象であるため、事故等が発生した場合でも公務災害とはならないことから参加者に傷害保険をかけるとともに、子どもを連れて参加出来るよう授乳室や託児室を設置し、NPO法人等に託児を依頼している。 ※堅苦しい研修にならないようにすること及びいつでも子どもの様子を確認できるように研修中でも自由に離席可としている。</p>	

団体名	熊本県
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 096-383-1111 FAX 096-382-5687 メールアドレス jinji@pref.kumamoto.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	「県職員ふれあいの日」の設定(毎週水曜日)
<p>●導入時期 平成17年度から実施</p> <p>●概要 毎週水曜日を、「家族や身近な人達とのふれあいを深めるための日」として、昼休み及び退庁時に庁内放送を行い、定時退庁を促し、家族などと過ごす時間の拡大を図っている。</p>	

団体名	熊本県
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 096-383-1111 FAX 096-382-5687 メールアドレス jinji@pref.kumamoto.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	男性職員の育児参加への呼びかけ
<p>●導入時期 平成19年4月に総務部長名で通知</p> <p>●概要 配偶者が出産した男性職員について、特別休暇の出産補助休暇(3日)及び育児参加休暇(5日)の取得を原則化し、取得を呼びかけている。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産補助休暇及び育児参加休暇を男性が取得することを原則化 ・年休の取得促進 ・休暇を取得しやすい環境づくり 	

団体名	熊本県熊本市
担当部	総務局総務部人事課
連絡先	TEL 096-328-2149 FAX 096-351-7746 メールアドレス jinji@city.kumamoto.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	すこやか子育て支援プログラムの策定
<p>●導入時期 平成17年3月策定</p> <p>●取組概要 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画として策定 ・具体的には、母性保護、育児休業、休暇、時間外短縮などの各種制度を理解しやすいようにまとめた「すこやか子育てハンドブック」を作成し、庁内ホームページに掲載している。</p>	
	

団体名	熊本県八代市
担当部	総務部人事課
連絡先	TEL 0965-33-4102 FAX 0965-32-8944 メールアドレス jinji@city.yatsushiro.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	次世代育成支援対策
<p>●導入時期 平成18年～</p> <p>●取組の目的・概要・特徴 ・時間外勤務の縮減のための「ノー残業デー」の周知 ・年次有給休暇等の取得促進 ・子育てに関する休暇等の周知</p> <p>●実施に当たって留意・工夫した点 ・毎週水曜日を「ノー残業デー」と位置づけ、全庁メール配信による周知 ・庶務事務研修にて、子育てに関する休暇の説明を行い、周知を図る</p> <p>●取組の実績・効果 ・年休取得日数の微増(H18:11.3日→H19:11.7日) ・男性職員が取得可能な育児に関する休暇を周知できた</p> <p>●今後の課題 ・男性職員の育児休業取得率の向上</p>	

団体名	宮崎県日向市
担当部	総務部職員課
連絡先	TEL 0982-52-2111 ⁽²²⁷²⁾ FAX 0982-54-8747 メールアドレス syokuin@hyugacity.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	日向市職員子育て支援プラン～子育てと仕事の両立に向けて～の推進
<p>●導入時期、概要 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間を計画期間として、職員が子育てと仕事の両立ができるように、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するために策定した。</p> <p>●工夫 プランには、妊娠中や子育て中の職員、同僚などすべての職員を対象として、誰が、いつ、何をするかというように、それぞれの役割を具体的に明記した。 また、職員への周知徹底を図るため、職員の健康、安全、福祉の説明のほか、各種休暇及び育児休業制度の概要、特別休暇制度と育児休業等のお勧めプランの提案、問い合わせの多い質問に対するQ&A等をまとめたハンドブックを作成し、全職員に配布した。</p> <p>●効果 出産を控えた職員、子育て中の職員にとどまらず、職員一人ひとりが子育てを身近な問題として捉え、制度を利用しやすい雰囲気生まれるなど、職場全体の支援意識の醸成につながり、これまで実績のなかった男性職員の育児休業制度の利用が今後見込まれている。</p>	

団体名	鹿児島県指宿市
担当部	総務部人事秘書課
連絡先	TEL 0993-22-2111 FAX 0993-24-3826 メールアドレス somu-jinji@city.ibusuki.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	超過勤務等縮減体制整備の強化
<p>●平成21年度導入予定</p> <p>●総労働時間の短縮、職員の健康保持・増進、次世代育成支援、ワーク・ライフ・バランス等の観点から、超過勤務等(時間外勤務及び休日勤務)の縮減を重要な課題と認識し、これまでの「超過勤務取扱要領」に加え、「超過勤務等縮減指針」を策定し、全庁的な組織体制整備の強化を図る。</p>	

団体名	鹿児島県伊佐市
担当部	企画調整課共生協働係
連絡先	TEL 0995-23-1311 FAX 0995-22-5344 メールアドレス kikaku@city.isa.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	平成21年1月より、毎週水曜日は「ノー残業デー」を実施
<p>●導入時期、概要 平成21年1月より、毎週水曜日を「ノー残業デー」と定め、【こころにゆとり からだに余裕 みんなでつくる 健康職場】(全国の労働衛生週間のスローガン)に基づき、積極的な健康づくりに取り組み、職員の健康の確保を図るために実施されている。</p> <p>●取組 終業後には庁内放送にて「ノー残業デーである」と周知し、総務課 職員係が各課を回り、速やかに退庁するように促している。</p> <p>●実績 平成20年11月に合併した当市の職員にとっては、仕事量も増え大変な時であるが、家庭に早く帰宅するよう促し、特に必要がある場合を除き「ノー残業デー」が実施されている。これは、健康づくりを主眼において実施されているが、「ノー残業デー」を進めることにより、帰宅時間を早め、ワーク・ライフ・バランス推進の取組にも繋がっている。</p>	

団体名	千葉県千葉市
担当部	総務局総務部職員課
連絡先	TEL 043-245-5035 FAX 043-245-5533 メールアドレス shokuin.GEG@city.chiba.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	千葉市職員の子育て支援のホームページの開設
<p>●導入時期 平成18年9月より庁内ネットワークにおいて、「千葉市職員の子育て支援のホームページ」を開設。</p> <p>●概要 各種子育て支援制度の紹介及び出産や育児に関する情報交換、悩み相談の場を提供している。</p> <p>●効果 年次有給休暇の平均取得日数16日以上を目標としていたが、平成19年度に達成した。(16.0日) 部分休業の取得者数は、平成17年度は19人であったが、平成19年度は36人で増加した。</p>	

団体名	神奈川県横浜市
担当部	行政運営調整局人事組織課・市民活力推進局男女共同参画推進課
連絡先 (市民活力推進局の連絡先)	TEL 045-671-2017 FAX 045-663-3431 メールアドレス sh-danjo@city.yokohama.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	横浜市人材育成ビジョン「女性ポテンシャル発揮プログラム」 取組の方向② 仕事と家庭生活の両立支援／ワーク・ライフ・バランスの推進
<p>●導入時期 横浜市人材育成ビジョン「女性ポテンシャル発揮プログラム」を、平成20年11月に策定</p> <p>●取組の目的・概要・特徴 ・プログラムの3つの取組の方向のひとつ、仕事と家庭生活の両立支援／ワーク・ライフ・バランスの推進のための具体的な取組を実施 ・仕事と家庭生活の両立の負担感、家事責任を負うことの時間的な制約から、責任職へのチャレンジをためらったり、あきらめてしまう女性職員が多いことや、男性の家事・育児参加が進んでおらず、またその配慮が足りていないことが問題であった。 ・職員のやりがいを向上させるため、仕事と生活の両方の充実を目指し、それぞれのライフスタイルにあった働き方が実現できるよう、各種制度の充実、制度を利用しやすい職場の風土改革、超過勤務の縮減や休暇等の取得促進を進める。</p> <p>●実施にあたって留意・工夫した点 ・次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画、「仕事・子育て両立のための職員参加プログラム～やります4つのDO！プラン～」の取組とあわせて推進</p> <p>●今後の課題 ・育休代替任期付職員の職域拡大や、テレワークなどの柔軟な勤務体制の検討などの制度充実とともに、制度を利用しやすい職場の風土や意識改革を進めていく必要がある。</p>	

団体名	愛知県名古屋市
担当部	総務局総合調整部男女平等参画推進室
連絡先	TEL 052-972-2234 FAX 052-972-4112 メールアドレス a2133@somu.city.nagoya.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	のびのび子育てマイプラン(子育て職員の支援制度利用計画)の作成促進
<p>●概要 「名古屋市職員子育て支援プログラム～仕事と子育ての両立をめざして～」(特定事業主行動計画)では、当該職員のみならず、職場全体で仕事と子育ての両立に取り組んでいくことを目的とし、親になった職員に対して、「のびのび子育てマイプラン」を作成し、職場の長へ提出することを促している。</p> <p>●効果 職員アンケートの結果、このプランを知っている割合が低かったため、研修により周知を図るとともに全職員に対しリーフレットの配布を行った。 その取り組みの効果として、分べん看護職免取得率が平成16年度47.5%から平成19年度72.7%と上昇した。</p>	

団体名	大阪府大阪市
担当部	市民局男女共同参画担当
連絡先	TEL 06-6208-7377 FAX 06-6202-7073 メールアドレス ca0012@city.osaka.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	職員研修におけるワーク・ライフ・バランス推進に関するテーマの設定
<p>●概要 管理職に就く職員に対し、ワーク・ライフ・バランス推進を目的とした研修を行う。</p> <p>●工夫 資料を庁内サイトに掲載し、職員個々の意識高揚に資するとともに、パワーポイント資料へ解説を施すことにより所属毎の研修にも活用できるようにした。</p> <p>◇新任課長代理研修(平成20年度導入) 勤怠管理を新たに担う層に対し、ワーク・ライフ・バランスの必要性や日常業務中での実践について研修を実施した。 ・1回あたり50分、延べ450人受講 ・講師:市民局男女共同参画担当課長</p> <p>◇管理者層人権問題研修(平成20年度導入) 管理者層の人権意識を高める研修の一環として、多様な働き方やいきいきした職場づくりについて考える研修を実施した。 ・1回あたり2時間15分、延べ930人受講 ・講師:企業代表取締役、大学准教授</p>	

団体名	福岡県福岡市
担当部	こども未来局こども部こども企画課
連絡先	TEL 092-711-4204 FAX 092-733-5534 メールアドレス k-kikaku.CB@city.fukuoka.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	「エコ&い〜な」早帰りチャレンジデーの設定
<p>●導入時期 平成21年2月6日(金)</p> <p>●取組の目的・概要・特徴 【目的】 職員の健康管理, 温暖化防止や仕事と子育ての両立の観点から「定時退庁の励行」を強化する。 【概要】 毎週金曜日の「環境保全ノー残業デー」と毎月1から7日の“「い〜な」ふくおか・子ども週間♡”が重なる日に定時退庁する。 【特徴】 「環境保全」と「こども育成」と「人事管理」の観点をあわせて実施したこと。</p> <p>●実施にあたって留意・工夫した点 毎週金曜日の「環境保全ノー残業デー」(環境局)と毎月1から7日の“「い〜な」ふくおか・子ども週間♡”(こども未来局)が重なる日に、両局から、全庁的に定時退庁を呼びかけており、これらの成果を踏まえ、平成21年2月に、定時退庁の完全実施に取り組んだ。</p> <p>●取組の実績・効果 繁忙期であったが、各局総務部門から職員への呼びかけが強まり、職員の意識も高まった。</p> <p>●今後の課題 取り組みやすい夏期の実施を検討。</p>	

団体名	福岡県福岡市
担当部	総務企画局職員研修センター
連絡先	TEL 092-716-8760 FAX 092-716-8761 メールアドレス kenshucenter.GAPB@city.fukuoka.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	育児休業者の職場復帰前研修(リラックス研修)の実施
<p>●概要、目的 育児休業から職場復帰する職員を対象に、円滑に職場復帰するための支援を目的とした研修(リラックス研修)を実施している。 育児休業を経験した職員との意見交換や相談を通して、ワーク・ライフ・バランスを考える機会としている。</p> <p>●今後の展望 (なお、育児休業中の職員が、復帰後育児と仕事を両立させながらどのようにキャリアを積んでいくかを考え、仕事に対するモチベーションを高めることができるよう、平成21年度より、育児休業中の職員のうち希望者を対象にeラーニングによるキャリアデザインに関する講座の実施を予定している。)</p>	

団体名	福岡県北九州市
担当部	総務市民局人材育成・女性活躍推進課
連絡先	TEL 093-582-2209 FAX 093-583-3124 メールアドレス sou-ikusei@city.kitakyushu.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	子どもが生まれる予定の職員への情報提供の徹底、 育児休業中の情報交換、復帰後の職場研修(OJT)実施の制度化 (「女性活躍推進アクションプラン」に掲げる取組より)
<p>●実施時期 平成21年度～</p> <p>●目的 出産・子育てを行う職員が、必要に応じて状況に合った子育て支援制度を取得し、仕事と家庭を両立しながらいきいきと仕事に取り組むことができるよう、職場における情報提供の徹底や育児休業中及び復帰後のフォロー支援など、子育てを行う職員に対する支援体制の強化を図る。</p> <p>●内容 ○子供が生まれる予定の職員への情報提供の徹底 →本人又は配偶者の出産予定の届出を促し、届出者に対する各職場での制度の説明等、情報提供の徹底を図る。(本人→所属長→人事育成・女性活躍推進課へ届出) ○育児休業中の情報交換、復帰後の職場研修(OJT)実施の制度化 →出産休暇前:上司と職員とで面談を行い、休業中の業務の引継ぎや連絡体制の確認等を行う。 育児休業中:職員からの定期的な近況報告及び上司から職員への情報提供、復帰後の勤務形態の相談等を実施する。 休業復帰後:業務分担の確認、最新情報の提供、復帰後の業務遂行状況を踏まえた指導等、職場研修(OJT)を実施する。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>特集頁掲載事例 17頁参照</p> </div>	

団体名	福岡県北九州市
担当部	総務市民局人材育成・女性活躍推進課
連絡先	TEL 093-582-2209 FAX 093-583-3124 メールアドレス sou-ikusei@city.kitakyushu.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	ワーク・ライフ・バランス研修の実施
<p>●目的 男女がともにいきいきと活躍できる職場づくりを進めるには、ワーク・ライフ・バランスの推進が大変重要な課題である。そこで、管理職をはじめ、全職層を対象に研修を行い、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性についての認識を浸透させる。</p> <p>●実施実績</p> <p>○平成20年2月4日(月) 出席者:部課長級 (308名) 講師:株式会社ワーク・ライフバランス 代表取締役社長 小室 淑恵 氏</p> <p>○平成20年5月21日(水) 出席者:部課長級 (205名) 講師:株式会社ワーク・ライフバランス 代表取締役社長 小室 淑恵 氏</p> <p>○平成20年11月20日(木) 出席者:係長級 (306名) 講師:P&G ダイバーシティ担当マネージャー 牧野 光 氏</p>	

団体名	福岡県北九州市
担当部	総務市民局人事課
連絡先	TEL 093-582-2203 FAX 093-583-3124 メールアドレス sou-jinji@city.kitakyushu.lg.jp

3 両立支援制度の充実、ワーク・ライフ・バランス推進の取組	時間外勤務削減計画の策定・実施 (「女性活躍推進アクションプラン」に掲げる取組より)	
<p>●目的、概要 職員が私生活の充実を図り、心身ともに健康な状態で職務を行うためには、時間外勤務の削減を進めることが大変重要となる。 そこで、時間外勤務の30%削減を目指し、具体的な取組計画を策定するため、ワーキンググループを立ち上げ、抜本的な仕事の見直しや制度の見直し等、全庁的な取り組みを強化するための施策について検討を進めているところである。</p> <p>《参考》 時間外勤務削減についての数値目標 → 平成19年度を基準とし、平成24年度までに30%削減する。</p>		
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <td>特集頁掲載事例 17頁参照</td> </tr> </table>		特集頁掲載事例 17頁参照
特集頁掲載事例 17頁参照		